

酒田市 地域福祉活動計画

平成19年3月



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会

住民の参画によるまちづくり

私たちをとりまく社会情勢は厳しさを増しています。急速に進む少子高齢社会は人口の減少という事態にまでおよび、年金や医療、福祉などいろいろな分野に問題を投げかけています。その多くは社会保障分野についてですが、身近な福祉分野においては、「誰もがができること」に「みんなで取り組む」という考え方が大事になっています。

地域福祉は、「地域における社会福祉」と位置づけられ、家庭や地域の中で、障害のあるなしや年齢に関係なく、その人らしい生活が安心しておくれるよう支援することです。そのためには、公的サービスと同時に住民同士の支え合いである地域福祉活動がバランスよくあることが肝要です。

酒田市社会福祉協議会では「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉に地域福祉活動を展開してまいりました。こうした住民同士の支え合い活動をさらに拡充し、多様な地域福祉ニーズに応えるための方策を創造するために「酒田市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

このたび策定されました「酒田市地域福祉活動計画」は、酒田市行政が法律に基づき策定した「地域福祉計画」と車の両輪として、「地域の福祉力」をより堅固なものに構築する意味を持っています。その計画を形あるものにするために最も大事なことは「相互信頼」であると考えます。また、「住民だからできること」、「住民にしかできないこと」を多くの市民が参画することで実りある活動になるものと信じております。

社会福祉協議会は「市民総参加」による福祉団体です。「ひとりの百歩より百人の一步」という考えが何よりも大切です。皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、活動計画の策定につきましては、市民、行政及び関係各位よりご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

平成19年3月

社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会 会長 **佐藤 吉雄**

活動計画策定によせて

私たちを取り巻く社会環境は、著しく変化し、急速に進む高齢化社会はまちづくりのあり方に大きな変化をもたらしています。

酒田も少子高齢社会が進んでおり、10年後には3人に一人が高齢者となるという予測も出ています。それに伴い一人暮らし高齢者や多様な生活課題を抱えている人々がますます増加すると予想されます。

酒田市社会福祉協議会では、これまで地域福祉の充実のためにコミュニティ組織や地域福祉の活動主体であります学区社協と一体となった「草の根地域福祉ネットワーク事業」を長年展開してこられました。

地域に住むすべての人が、いつまでもその人らしくいきいきと暮らせるようにするためには、地域住民をはじめ、自治会などのまちづくり関係者や福祉関係者が協働して、支えあいによる日々の福祉サービスの提供や新たな福祉サービスの提供など、地域全体で生活課題を解決していく取り組みが必要となっています。

このたび、酒田市では「地域の福祉力」を高めるための礎となる「酒田市地域福祉計画」を策定しました。この計画は、行政の立場で地域福祉向上に何ができるのかをまとめたものです。同時に策定した酒田市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、実際の住民による地域福祉活動のあり方をまとめたものです。二つの計画は、車の両輪のように酒田市の将来の大計を見据えた地域福祉のまちづくりを進める重要な計画です。

今後とも酒田市、酒田市社会福祉協議会では、これら二つの計画を基にして官民協働による「地域の福祉力」向上に努力してまいりますので、市民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

結びに、福祉のまちづくりを積極的に進めることで、「酒田に住んでよかった」と実感できるまちづくりをしていきたいと考えています。社会福祉協議会には地域福祉活動の中核的団体として、ますます活躍と貢献をされることをご期待申し上げご挨拶とさせていただきます。

平成19年3月

酒田市長 阿部 寿一

目次

○ 本市の概況	1
(1) 沿革	
(2) 位置	
第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって	2
1 地域福祉活動計画策定の背景および考え方	2
2 活動計画づくりの手法について	2
3 計画の期間	3
4 酒田市地域福祉計画との関係	3
第2章 酒田市の現状	7
1 人口構成	7
2 民生委員ニーズ調査から	7
3 地区別高齢者及び高齢化率並びに年少人口の状況	8
第3章 地域福祉活動の現状と課題	9
1 酒田市社協の地域福祉事業の現状	9
2 ボランティア活動の現状	15
3 市民アンケート調査結果から	16
4 課題整理と協議経過	18
第4章 活動計画の基本理念と基本目標	29
1 活動計画の基本理念	29
2 基本目標	30
3 計画の体系図	32
4 基本施策と具体的事業	33
【1】小地域福祉活動の推進	33
【2】ボランティア活動の推進	41
【3】在宅福祉の推進	46
【4】団体、行政の連携強化	51
【5】社会福祉協議会の活動基盤の強化	57
○ 重点目標の概要	66
資料編	68

○ 本市の概況

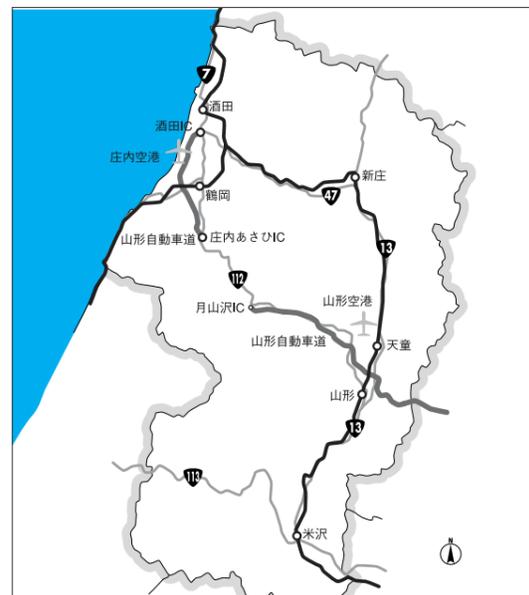
(1) 沿革

酒田は、いまから約1,100年ほど前、東北が陸奥国と出羽国とに分かれていたとき出羽国（現在の山形県と秋田県）の国府が置かれたまちで、政治、経済、文化の中心地であったといわれています。また、約330年前に西回り航路が整備されてからは、「西の堺、東の酒田」といわれるように、日本海沿岸の交通の要衝として繁栄を遂げてきました。しかし江戸時代中期まで、酒田港付近一帯は砂山であり、日本海から吹きつける強風が年間を通じて砂嵐が巻き起こり農作物の被害をこうむることもしばしばで、人々を悩ましていたのです。この砂丘に私財を投じて植林事業を進めたのが、日本一の大地主とうたわれた本間家3代目当主、本間光丘です。さらに光丘は、慈善活動や人々への救済活動を行い、『公益の人』として語り継がれています。

平成13年に日本初の『公益学』を専攻する東北公益文科大学が本市に開学しました。公益学は、「社会貢献のための非営利の思想、活動、制度、システムに関わる研究分野と実践領域を統合し、個人が求める生き方と社会が求める理想がともに実現することを追及」する学問であり、「東北から世界に向けて公益学を発信するまち」を本市は目指しています。

また、酒田市は、平成17年11月1日、北庄内の1市3町が新設合併し、新「酒田市」となりました。合併により人口11万8千人の県内第3の都市となり、重要港湾を中心とした産業都市、公益のまちとして新たなまちづくりを進めています。

(2) 位置



酒田市は、山形県の北西部、庄内地方の北部に位置し、北は鳥海山、東は出羽丘陵を背にし、ほぼ庄内平野の中央に達し、西は日本海に面しています。また、山形県を縦貫する最上川が日本海に注いでいます。

酒田沖の北北西39kmには県内唯一の離島である飛島があります。

1. 地域福祉活動計画策定の背景及び考え方

少子高齢化社会が進む今日、地域連帯が希薄化しております。その一方で地域福祉ニーズは児童から高齢者、障害者まで多様化しています。

旧酒田市社会福祉協議会では、23学区社会福祉協議会を組織して高齢者の見守り支援を行う「草の根地域福祉ネットワーク事業」や「老人給食事業」などを20年にわたり実践してきました。また、合併地区の旧3町では「いきいきサロン」ほか独自の地域福祉活動を積極的に展開してきた経過があります。

このように増大する地域福祉ニーズに対応し、地域住民が安心して生活をおくるためには、公的福祉サービスだけでなく、社会福祉協議会などが中心となっている住民相互の支え合い活動のほか、ボランティア活動、NPO（非営利活動）などによる福祉活動が不可欠となっています。

こうしたことから、国は社会福祉法第107条に市町村による「地域福祉計画」の策定を定めました。同時に社会福祉協議会に対し、住民による行動計画となる「地域福祉活動計画」の策定を求めています。これら二つの計画は車の両輪であり、その目的は共に「地域の福祉力」を向上することにあります。

酒田市社会福祉協議会では、これまで培ってきた地域福祉活動の実践を更に発展させ且つ新たな福祉ニーズ解決に向けた「住民互助」による活動計画を策定し、それに基づき本市の地域福祉を着実に推進していきます。

2. 活動計画づくりの手法について

地域福祉活動計画は行政が策定する「地域福祉計画」と連携・連動を図るため酒田市と協働して策定作業を進めました。

計画の第一段階として、平成17年度に地区懇談会（23学区+3町）とニーズ調査を実施しました。

第二段階として、平成18年度に住民自治組織、民生委員児童委員、地域住民や福祉団体、有識者からなる計画策定委員会を組織し、具体的な計画策定に取り組みました。

計画策定に当たっては、行政の地域福祉計画と連携して、地区懇談会、市民アンケート調査による意見等を中心に、より具体的で実効性のある「アクションプログラム」となるよう進めました。計画策定のコンセプトとしては、「住民の地域互助による活動」を中心に市社協、学区社協、ボランティア、NPO、関連団体との連携事業の他、社会福祉協議会の将来的な機能、組織体制や事業、予算内容なども同時に見直しを行い、事務事業の評価方式まで組み込みました。

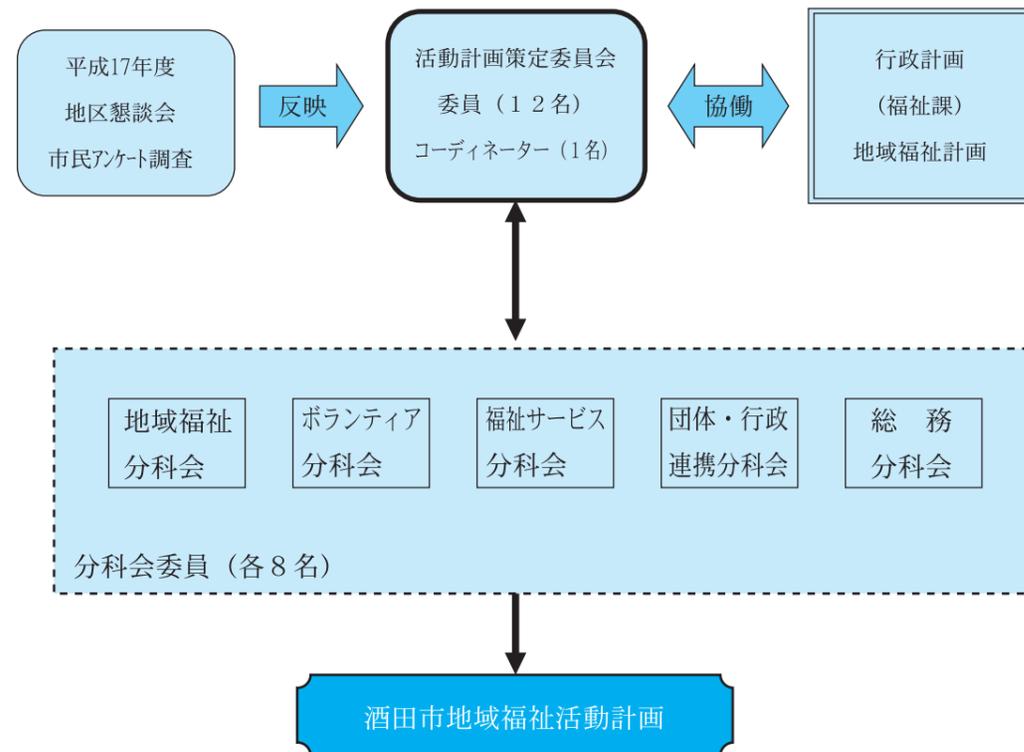
策定作業の手法としては、活動計画策定委員会と5つの専門分科会を設置し、課題を細分化し、より具体的な検討を進める方法を選択しました。

○酒田市地域福祉活動計画策定委員会（委員12名）

◎コーディネーター（1名）

○専門分科会（各分科会委員8名）

- ① 地域福祉分科会
- ② ボランティア分科会
- ③ 福祉サービス分科会
- ④ 団体・行政連携分科会
- ⑤ 総務分科会



3. 計画の期間

活動計画の期間は平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間に設定し、3年目に（平成20年度）見直しをします。

4. 酒田市地域福祉計画との関係

平成12年6月に「社会福祉法」が公布されました。「社会福祉法」の前身である「社会福祉事業法」は、社会福祉の基本法として昭和26年に制定され

ましたが、それ以来約50年ぶりとなる全面的な改正です。この改正は「個人の尊厳」「自立の支援」「個人の選択」を実現する新しい時代の福祉理念を基調としています。そして目的には、「福祉利用者の利益の保護」「地域福祉の推進」が新たに規定されました。特に「地域福祉の推進」は第10章として、「地域の特徴を生かして」「地域に住んでいる多くの人々が参加し」「住民本位」に行う方向性が出されています。この考え方に基づき社会福祉法第107条では「市町村による地域福祉計画」の策定が定められました。酒田市が策定する「地域福祉計画」は、こうした根拠に基づいて策定される行政計画です。

一方、市社協が策定する「地域福祉活動計画」は、住民参加のもと住民自ら地域において地域社会の福祉課題の解決を目指して活動する具体的な行動計画です。

二つの計画は、住民の主体的な参加により、公と民が協働して地域社会における日常生活上の課題を明らかにし、その解決に向けたサービスを総合的に提供する体制を計画的に整備するために策定するものです。そのキーワードは、地域住民のつながりを再構築し、安心して生活できることを目的としています。

◎ 参考 社会福祉法（抜粋）

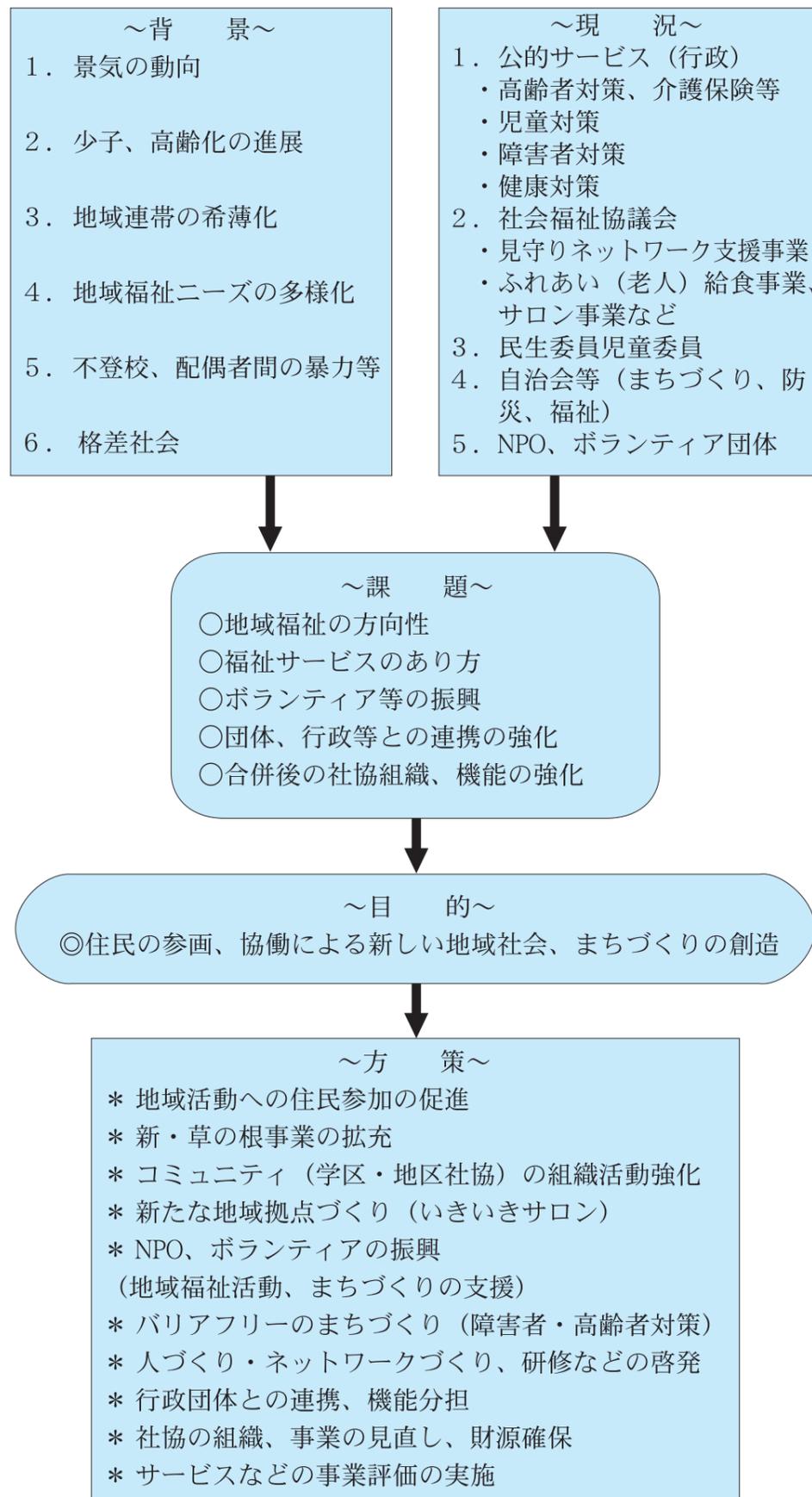
（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

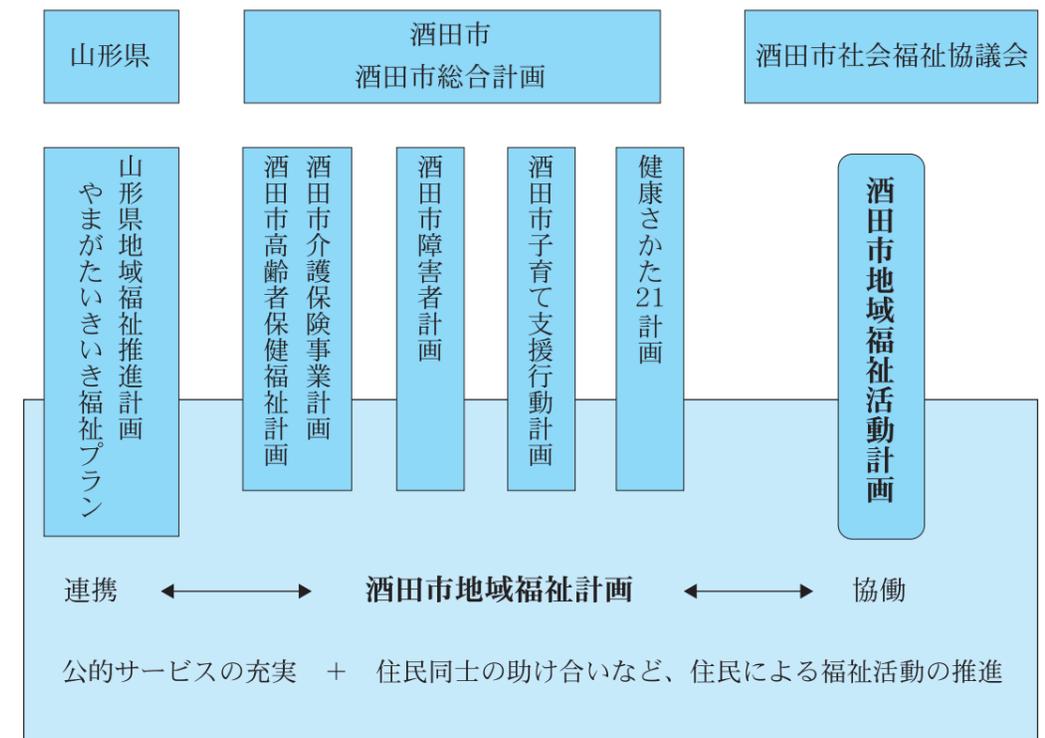
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項



◎ 酒田市地域福祉計画との関係



◎ 社会福祉法第109条に規定する「市町村社会福祉協議会」

社会福祉法より抜粋
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

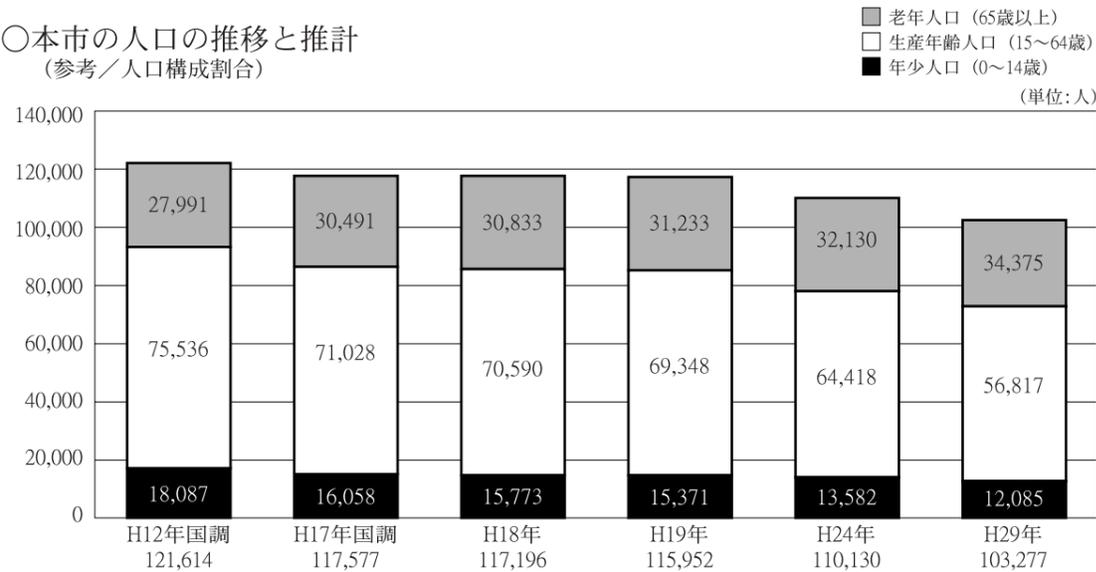
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第2章 酒田市の現状

1. 人口構成

酒田市の人口は市町合併後、平成18年10月1日現在で116,998人、高齢化率は26.4%、0歳から14歳までの年少人口は13.4%と少子高齢社会となっています。酒田市人口推計によると、平成29年には総人口が103,277人に減少し、高齢人口が34,375人（高齢化率33.2%）に増加すると予測しています。

○本市の人口の推移と推計 (参考/人口構成割合)



※平成19年、24年、29年の人口推計値は、平成14年から18年までの各年の9月末現在の住民基本台帳を基にコーホート変化率法[※]により単純推計したものです。(資料:酒田市総合計画第1次)

2. 民生委員ニーズ調査から

旧酒田市の民生委員児童委員協議会連合会では毎年11月1日現在でニーズ調査を実施しています。その資料によれば年々「高齢者独居」と「高齢者夫婦世帯」及び「その他の高齢者世帯」が増加しております。

○民生委員ニーズ調査の推移

年度	高齢者独居	高齢者夫婦	その他の 高齢者世帯	認知症高齢者
平成3年	1,163人	1,159世帯	44世帯	42人
平成7年	1,529人	1,628世帯	106世帯	56人
平成12年	2,060人	2,077世帯	352世帯	144人
平成14年	2,233人	2,248世帯	364世帯	156人
平成16年	2,369人	2,230世帯	418世帯	181人
平成17年	2,508人	2,472世帯	475世帯	198人
平成18年	3,079人	2,900世帯	556世帯	283人

《説明》 高齢者夫婦世帯：65歳以上の夫婦だけの世帯

その他高齢者世帯：65歳以上の兄弟姉妹の世帯等

※平成3年～17年旧酒田市、平成18年は三町を加えた数値

3. 地区別高齢者及び高齢化率並びに年少人口の状況

平成18年10月1日現在

地区	総数		65歳以上人口			高齢化率	15歳未満 人口数	年少 比率	
	世帯数	人口	世帯数	男	女				計
琢成	2,820	6,590	1,773	923	1,536	2,459	37.3%	591	9.0%
浜田	2,965	7,087	1,583	857	1,344	2,201	31.1%	767	10.8%
若浜	2,776	7,012	1,312	785	1,068	1,853	26.4%	935	13.3%
富士見	2,678	7,011	877	475	707	1,182	16.9%	1,233	17.6%
亀城	2,726	7,121	1,303	731	1,139	1,870	26.3%	1,044	14.7%
松原	3,649	9,734	1,070	639	907	1,546	15.9%	1,609	16.5%
港南	1,635	4,170	943	507	819	1,326	31.8%	510	12.2%
松陵	3,080	7,306	1,676	874	1,389	2,263	31.0%	800	10.9%
泉	2,491	6,747	874	519	725	1,244	18.4%	1,190	17.6%
宮野浦	2,932	7,305	1,163	587	924	1,511	20.7%	950	13.0%
飛島	141	292	114	71	109	180	61.6%	1	0.3%
西荒瀬	832	2,852	480	269	425	694	24.3%	404	14.2%
新堀	681	2,603	515	298	462	760	29.2%	336	12.9%
広野	712	2,375	472	262	410	672	28.3%	341	14.4%
浜中	633	2,161	407	230	354	584	27.0%	300	13.9%
黒森	499	1,476	372	201	296	497	33.7%	167	11.3%
十坂	1,495	4,539	528	305	429	734	16.2%	800	17.6%
東平田	534	1,995	402	258	355	613	30.7%	208	10.4%
中平田	515	1,935	396	276	346	622	32.1%	231	11.9%
北平田	428	1,620	320	182	280	462	28.5%	211	13.0%
上田	422	1,563	314	185	282	467	29.9%	181	11.6%
本楯	724	2,466	546	311	491	802	32.5%	285	11.6%
南遊佐	439	1,501	315	178	274	452	30.1%	153	10.2%
酒田計	35,807	97,461	17,755	9,923	15,071	24,994	25.6%	13,247	13.6%
一条	527	1,887	323	211	276	487	25.8%	280	14.8%
観音寺	884	3,023	630	348	564	912	30.2%	421	13.9%
大沢	242	923	199	123	187	310	33.6%	96	10.4%
日向	357	1,301	302	168	282	450	34.6%	114	8.8%
八幡計	2,010	7,134	1,454	850	1,309	2,159	30.3%	911	12.8%
南部	227	963	185	128	167	295	30.6%	112	11.6%
山寺	205	709	155	99	133	232	32.7%	86	12.1%
松嶺	581	1,854	394	221	354	575	31.0%	244	13.2%
内郷	586	1,764	422	203	368	571	32.4%	200	11.3%
松山計	1,599	5,290	1,156	651	1,022	1,673	31.6%	642	12.1%
南平田	1,810	6,049	1,194	657	1,042	1,699	28.1%	797	13.2%
田沢	288	1,064	223	125	201	326	30.6%	119	11.2%
平田計	2,098	7,113	1,417	782	1,243	2,025	28.5%	916	12.9%
総計	41,514	116,998	21,782	12,206	18,645	30,851	26.4%	15,716	13.4%

第3章 地域福祉活動の現状と課題

1. 酒田市社協の地域福祉事業の現状

平成17年11月1日に北庄内の1市3町社協が法人合併し「新酒田市社会福祉協議会」となりました。旧酒田市では、昭和57年から小地域による福祉活動の基盤整備をはじめ昭和60年から平成4年まで「小学校区」を単位とする「福祉のまちづくり」を展開しました。さらに地域福祉を強化するため「ふれあいのまちづくり事業（旧厚生省）」を実施初年度となる平成3年度に指定を受け、総合的な地域福祉の基盤整備を行いました。その結果、23の小学校区に学区社協を組織し、自治会長、民生委員、福祉協力員の三者を柱として、孤独死を未然に防ぐ「草の根地域福祉ネットワーク事業」を全市に展開するに至りました。このように旧酒田市では、学区社協を中心に小地域福祉活動を拡充し、見守り支援の事業に留まらず「老人給食事業」「地域あんしん相談モデル事業」をはじめ地域住民のニーズに応える独自の地域福祉活動を実践してきました。

旧3町社協においては、山形県社協の補助事業である「やすらぎのまちづくり事業」等の指定を受け、小地域における地域福祉活動の基盤整備に取り組んで来ました。特に、地域の高齢者等が気軽に集まり、楽しい仲間づくりを行う「いきいきサロン事業」に力を入れています。

しかし、近年、地域を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展、虐待、配偶者等による暴力、悪質商法被害の増加等、複雑なニーズが顕在化しており、地域でこれらに対応できる福祉力が求められています。加えて、阪神淡路大震災や新潟県中越地方地震で明らかになったように地域住民、ボランティアを含めて地域で支えあう「防災システムづくり」が急務となっています。これまでの小地域福祉事業は、高齢者を中心とした事業内容でしたが、これからは、子どもや障害者、災害時の要援護者等のニーズに応える事業展開が必要です。

そこで酒田市社協では合併を機に、合併地区においても「学区社協」といった小地域福祉活動を拡充することとしました。そして、事業内容を見直し、事業メニューを拡充した「新・草の根事業」を平成18年4月から開始しています。

「新・草の根事業」は、地域の福祉力を強化し「学区社協」を核として実践する「地域互助」を基本とした事業です。その事業メニューは、「見守りネットワーク支援事業」、「ふれあい給食事業」を必須的事業とし、新たに「いきいきサロン事業」、業務の連絡調整及び地域の簡単な相談に応じる「地域あんしん事業」を加えました。

(1) 酒田の地域福祉活動

① 見守りネットワーク支援事業

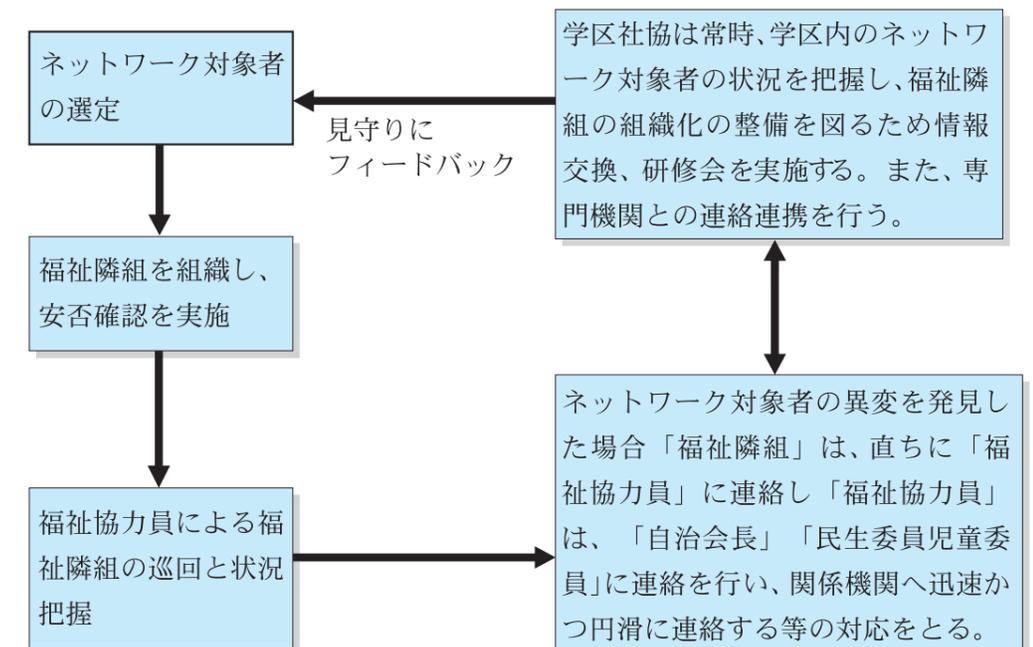
(1) 経緯

旧酒田市では高齢化社会対策として昭和60年から「学区社協」（小学校区単位）づくりに取り組み、平成3年度から「独居老人の孤独死」を未然に防ぐ事業として「草の根地域福祉ネットワーク事業」を開始しました。「草の根地域福祉ネットワーク事業」は、地域内で安否の確認を必要とする心身虚弱な方を対象に、近隣住民の協力による「福祉隣組」をつくり「声掛け」「見守り」を行うことで「一人の不幸も見逃さない」まちづくりを実現するものです。平成18年12月末現在で約2,000世帯を見守り支援しています。

(2) 手法

対象者（ネットワーク対象者）

- ・75歳以上の一人暮らし高齢者
- ・どちらかが80歳以上の高齢者夫婦世帯
- ・心身が虚弱な一人暮らしの方
- ・心身が虚弱な高齢者だけの世帯
- ・昼間一人暮らしになる高齢者で心身が虚弱な方



(3) ネットワーク対象者・福祉隣組員・福祉協力員組織状況の推移（酒田地区）

年 度	ネットワーク対象者数	福祉隣組員数	福祉協力員数
平成 6 年度	3 8 8	5 8 3	2 2 4
平成 1 0 年度	6 5 1	8 4 7	2 4 3
平成 1 5 年度	1, 7 2 0	1, 4 8 1	2 7 0
平成 1 7 年度	1, 8 9 8	1, 5 1 0	2 6 9

(4) 平成 1 8 年度 ネットワーク対象者・福祉隣組員・福祉協力員組織状況（酒田地区）

学区社協	ネットワーク対象者数	福祉隣組員数	福祉協力員数
琢 成	4 0 9	3 4 4	2 5
浜 田	2 6 7	2 9 9	2 8
若 浜	1 4 3	1 2 5	2 0
富士見	6 2	4 3	1 0
亀 城	1 6 2	1 0 8	1 6
松 原	6 6	7 3	1 8
港 南	1 5 6	1 0 6	1 1
松 陵	1 3 5	1 3 7	1 6
泉	5 0	7 0	1 1
宮野浦	9 8	1 4 1	1 4
飛 島	2 8	2 8	4
西荒瀬	2 5	2 5	7
新 堀	5 8	1 0 6	1 1
広 野	1 6	2 2	9
浜 中	1 4	3 2	8
黒 森	1 9	3 2	7
十 坂	3 7	4 6	1 0
東平田	2 3	2 4	4
中平田	4 9	5 0	9
北平田	2 1	1 9	4
上 田	4 1	6 2	9
本 楯	4 8	6 6	9
南遊佐	3 2	5 0	9
合 計	1, 9 5 9	2, 0 0 8	2 6 9

平成18年12月1日現在

② 学区社協活動実践例（酒田地区）

学区社協名	設 置 年	特徴的活動実践
琢 成	昭和60年	福祉協力員会を設置して情報交換・4ブロック制による意見交換会
浜 田	昭和61年	きめ細かい活動を行うため学区内を8つのブロックに区分けしブロック会議を15年前から実施
若 浜	昭和60年	ふれあい給食ボランティアを編成し年10回配食 福祉協力員会議
富士見	昭和61年	自治会長・民生委員交流会で連携強化 各自治会単位によるサロン事業 学区全体：子育てサロン事業を展開中
亀 城	昭和61年	学区社協広報を発行して住民啓発活動を強化 広報紙発行 ふれあい給食（年7回）
松 原	昭和62年	副会長3人体制により、事務局を分担化 広報紙発行
港 南	昭和60年	手づくりによる給食を年間約640食を調理し一人暮らし高齢者等に配食 「こうなん福祉だより」年3回発行 合同会議を年3回開催
松 陵	昭和62年	毎月1回「ヤクルト」を配布しながらネットワーク対象者の見守り支援を展開 ブロック制による情報交換会の実施
泉	昭和62年	独自予算による毎週1回「ヤクルト」を配布しながらネットワーク対象者の見守り支援を展開（平成5年から） ふれあい給食（年9回）：小学生によるメッセージを添えて
宮野浦	昭和62年	ブロック制による情報交換会の実施
飛 島	昭和62年	離島：3級ヘルパーを取得した女性部による支援活動
西荒瀬	昭和61年	寝たきり介護者激励訪問 ふれあい給食（年7回）
新 堀	昭和60年	独居高齢者に対する小学生による手づくりクリスマスプレゼント 介護者激励会 独居高齢者世帯電気保安点検事業
広 野	昭和60年	地区ボランティアを育成 福祉のつどいで住民へ啓発
浜 中	昭和60年	独居高齢者の会食と児童との交流会
黒 森	昭和62年	独居高齢者の交流昼食会（閉じこもり解消）
十 坂	昭和62年	地区敬老会 室内ゲートボール大会（閉じこもり対策・健康づくり）
東平田	昭和62年	民生委員児童委員と福祉協力員による意見交換会
中平田	昭和61年	見守り支援事業 ふれあい給食（年6回）
北平田	昭和62年	見守り支援事業 ふれあい給食（年5回） 敬老会
上 田	昭和62年	見守り支援事業 ふれあい給食（年5回）
本 楯	昭和61年	ねたきり高齢者及び介護者の激励訪問 保育園児・小中生と高齢者の交流会 学区社協だよりの発行
南遊佐	昭和62年	高齢者の閉じこもり対策としてサロン事業を展開（自治会等）

③ 学区・地区社協組織状況

平成19年2月15日現在

酒田地区	2 3 学区社協	昭和60年から
八幡地区	4 地区社協	平成18年から
松山地区	4 地区社協	平成18年から
平田地区	1 地区社協	平成18年から



浜田学区社協ブロック会議

④ ふれあい給食（老人給食）事業

(1) 経緯

昭和59年に実施した民生委員児童委員協議会連合会（旧酒田市）の独自調査結果に基づき、昭和60年より「一人暮らし高齢者の孤独解消」と当該世帯の「栄養の偏らない食事」の必要性を見出しました。翌年、民協婦人部（当時）の活動として開始したところ好評を博し、ついには県民福祉大会、東北大会で事例発表するまでになりました。現在では、約4,200食を旧酒田市の学区社協で実施しています。

◇ 酒田地区実績 平成17年度 4,195食（酒田：22学区社協）

なお、松山地区では平成18年11月より4地区でふれあい給食をはじめました。また、平田地区では、平成18年12月より全地区対象にふれあい給食をはじめ、年度内で3回を実施。八幡地区では、平成19年3月から事業を開始する計画です。



若浜学区給食事業を視察する松山地区社協の代表団

⑤ 地域交流（いきいきサロン）事業

(1) いきいきサロンの趣旨

地域の高齢者や障害者、子育て中の親など“閉じこもり孤立しがちな人”たちが気軽に集まり、楽しいひとときと仲間づくりができる活動です。歩いてゆける程度の身近な場所を拠点に、住民である当事者とボランティアの人たちが協働で企画と内容を決め、運営していく楽しい仲間づくり活動です。

(2) 活動内容

軽いスポーツ、ゲーム、調理、会食、談話（お茶を飲みながら）、花壇づくり、手芸、陶芸、折り紙、カラオケ、マジック、日帰り研修旅行、映画・ビデオ鑑賞

- ・ 酒田地区（「新・草の根事業」により平成18年度各学区社協ごとに事業展開を開始・・・但し、単位自治会等では独自に事業展開が有り）
- ・ 八幡地区（49か所）
- ・ 松山地区（20か所）
- ・ 平田地区（39か所）

(3) 活動実践例

◇「あつぱりサロン」（松山：南部地区社協）小学生との交流会・軽体操・人生賛歌を歌おう・昼食会
10：00～14：00（年6回）会費300円



（大川渡 あつぱりサロン）

◇子育てサロン「トトロの森」（富士見学区社協）小学校までの親子レクリエーション、音楽コンサート
子育て相談コーナー
毎月第4土曜日（10：00～正午）



（子育てサロン トトロの森）

2. ボランティア活動の現状

旧酒田市社協では、昭和61年、62年の2ヵ年の国、県、市の指定補助事業である「ボラントピア事業」に取り組み、指定2年目に「酒田市ボランティア連絡協議会」を立ち上げました。その後、平成元年に「ボランティア相談員」を配置、平成2年には老人福祉センター付設作業所の2階に「酒田市ボランティアセンター」を開所しました。一方で酒田市は、平成5年度、全国に先駆けて「酒田市ボランティア活動基金」を創設し、市単独でボランティア団体の育成と活動の支援を行う体制整備をしましたが、平成6年度から8年度までの3年間は国、県、市の「ボランティア活動事業」の指定を受けることになり、ボランティアコーディネーターの設置をはじめ、各種研修活動やセンター機能の充実を図りました。

その後、「酒田市ボランティア活動基金」の趣旨に沿ったより幅広い活動とするため従来の組織体制を見直し、平成10年度から新たに「酒田市ボランティア活動振興委員会」を設立し、ボランティア育成をはじめ市民活動、NPOを含めた間口の広い支援事業の展開とボランティアセンター機能を担っております。

「酒田市ボランティア連絡協議会」は自主的運営によりボランティア団体、個人ボランティアの連絡・調整と共に独自事業として「ボランティアハンドブックの発行（平成2年度）」「歳末たすけあいチャリティコンサート（平成5年度～継続中）」、協議会加入団体、個人を対象にした「研修会」、一般を対象にしたボランティア相談を自主運営で展開しています。

旧八幡町社協、旧平田町社協においては、平成6年度に発足した「広げようボランティアの輪連絡協議会」の設立を機にボランティア育成事業を拡充し、また、山形県社会福祉協議会の指導を受け、平成12年度に各々「ボランティア連絡協議会」を設立しました。

旧松山町では、「児童生徒の福祉教育」に力を入れるとともに各種ボランティア講座を展開しながら、特に「サロン事業」「ボランティアの養成」を図り、現在では自主活動へと発展しています。

(平成18年12月末現在)

名 称	加入団体数	個人ボランティア	備 考
酒田市ボランティア連絡協議会	41団体	57人	酒田地区
八幡ボランティア連絡協議会	10団体	9人	八幡地区
平田ボランティア連絡協議会	9団体	8人	平田地区

(松山地区：ボランティア連絡協議会はありませんが、ボランティアサークル、個人での活動となっています。)

3. 市民アンケート調査結果から

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の策定は、広く住民の意見を聴取し、その意見を基礎として策定することを「国」、「全国社会福祉協議会」が指導しています。そこで、酒田市と酒田市社会福祉協議会では、地域福祉に関する市民の意識及び実態を調査し、地域福祉計画（地域福祉活動計画）策定にあたっての基礎資料とするため「酒田市地域福祉計画市民アンケート調査」を実施しました。

- ◇ 調査地区 学区社会福祉協議会単位に酒田市全域
- ◇ 調査対象 高校生以上の市民
- ◇ 対象者数 2,237人（原則、学区社協単位に100人）
- ◇ 調査方法 地域福祉計画「地区懇談会」委員による訪問
- ◇ 調査期間 平成17年7月から9月

◆調査の回収結果

- ① 対象者数 2,237人
- ② 回収数 2,153人
- ③ 回収率 96.2%
- ④ 性 別 男：1,152人 (53.5%)
女：1,001人 (46.5%)
- ⑤ 年 齢

項目	合計 (人)	割合 (%)
1. 19歳以下	23	1.1%
2. 20歳代	93	4.3%
3. 30歳代	187	8.7%
4. 40歳代	283	13.1%
5. 50歳代	531	24.7%
6. 60歳代	587	27.3%
7. 70歳以上	447	20.7%
無回答	2	0.1%
合計	2,153	100.0%

以下は、「酒田市地域福祉計画市民アンケート調査」の中で地域福祉活動に関連する調査結果の抜粋です。なお、アンケート調査の詳細と「自由意見」は巻末資料編を参照してください。

[主な意見]

〈地域福祉関連〉

- ◎ 社会福祉協議会の活動について「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」と回答した方が4割、同じく「学区社会福祉協議会の名前も活動も知らない」と答えた方が4割であり周知度の低さを表しています。
- ◎ 孤独死を防止する「見守りネットワーク支援事業」への参加について、全体の6割の方は参加に消極的という結果が出ましたが、地域住民が安心して暮らせるように、あなた自身ができることとして「見守り・声かけ運動」と答えた方がもっとも多く、次に「地域行政への参加」「災害など緊急時の救助活動」という順となっています。

〈ボランティア関連〉

- ◎ ボランティア活動に「今までに参加したことはない」が6割を超える回答でした。
- ◎ 「今後、ボランティア団体等で活動してみたいと思いますか」という設問には、「条件が整えば活動してみたいと思う」という回答が約半数を占めています。

〈在宅福祉関連〉

- ◎ 地域の相談先として「民生委員」「自治会長」という回答が比較的多く、地域から期待されていることがわかりました。
- ◎ 「住みよいまちをつくるため、どのようなことが重要だと考えますか」という問には、「相談体制の拡充」「自治会などを単位とする住民相互の日常的な協力体制づくり」という回答が上位を占めました。

〈団体、行政連携関連〉

- ◎ 地域における助け合いの活動が活発化するためには何が重要ですかという設問には、「地域における福祉活動の意義と重要性をPRする」「困っている人と、助けることのできる人との橋渡し役を育成する」「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」「地域でボランティアなどの拠点となる場を整備」するなどの回答があり、人づくりの重要性が改めて浮き彫りになりました。
- ◎ 障害者福祉の項目では「相談体制の充実」「福祉教育を深めることで障害者への理解を図る」「社会参加の機会と場」について重要と考えていることが分かりました。
- ◎ 児童福祉（ひとり親世帯含む）の項目では、「子育てに関する支援の充実」に集中した回答が多く、もっとも重要と考えている項目が「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」でした。

4. 課題整理と協議経過

活動計画を策定するための最初の作業として本市における地域福祉課題を整理することからはじめました。課題は、市民アンケート調査結果を基に、さらに専門分科会ごとに分類し整理しました。

(1) 地域福祉分科会の課題

地域福祉分科会は、住民参加による地域福祉活動を協議するために設けた分科会です。そこで、「学区・地区社協」の組織、事業展開している地域福祉事業を中心とした課題整理を行いました。

第1に、今日の地域福祉活動に欠かせない共同生活圏域ごとに組織した「学区・地区社会福祉協議会の振興策」についてです。旧酒田市社協では昭和60年から小学校区域単位に学区社会福祉協議会を組織し、「小地域福祉活動」を展開してきました。この学区社協全体のレベルアップを図り、全学区間の活動内容にギャップを生じない方策を最優先の課題と捉えました。また、合併した3支部では、現在「地区社会福祉協議会」の組織化に取り組んでいることから円滑な組織化について検討を進めました。

第2に、最大の地域福祉ニーズである孤独死を未然に防ぐ「見守りネットワーク支援事業」について取り上げました。旧酒田市では、昭和60年代から「孤独死」事例が報告されるようになり、見守り支援の事業を展開して来ましたが、しかし個人情報保護をめぐる懸案事項が未解決であり、円滑事業展開ができる方策について協議しました。

第3に、現在展開している学区・地区社会福祉協議会の各施策について再検討することにしました。従前の事業展開の効果、課題、また新規に企画しなければならない事業の可能性などについてです。

第4に、住民主体である「学区・地区社会福祉協議会」と協働関係にある団体、機関との連携についてです。関係団体等との連携のあり方については、「行政、団体連携分科会」を設けましたので、重複しないように「学区・地区社会福祉協議会」の活動に絞り課題を抽出し、検討を進めました。

第5に、懸案である「防災対策」について取り上げました。見守り支援活動の対象である「ネットワーク対象者」は災害時要支援者となることから防災対策を「地域福祉」という側面からも検討することにしました。

第1回分科会 平成18年 7月21日(金)

第2回分科会 平成18年 8月21日(月)

第3回分科会 平成18年 9月22日(金)

第4回分科会 平成18年10月23日(月)

【学区・地区社協の振興策】

- ① 学区社協の強化策
- ② 合同会議（研修会）のあり方
- ③ 事業費補助金（財源確保、申請・報告事務等）
- ④ 一般市民への社協活動の周知、広報、啓発
- ⑤ 3支部の地区社協組織化の課題

→

【分科会意見】

- ① 事務局体制が脆弱化、事務局員をどう確保するか
- ② 事業目的に沿った研修内容を再構築すべき
- ③ 事務処理の効率化を図り学区社協の負担軽減を図る、事業拡充には事業費の増額が必須
- ④ 広報啓発の強化をどうするか（ホームページ、住民への研修会、啓発イベント、啓発資料の編集）
- ⑤ 酒田の学区社協のノウハウを提供できる機会を市社協が調整してはどうか

【見守り支援事業の課題】

- ① ネットワーク対象者の情報開示と保護の両立
- ② ネットワーク対象者の更新作業の進め方
- ③ 自治会長、民生委員、福祉協力員の任務分担
- ④ 見守り支援事業の精度向上策

→

【分科会意見】

- ① 個人情報保護法のしぼりで当該事業が狙いどおり展開できない。必要な情報を支援者が共有する方法はないのか
- ② 更新手続を進めるためには学区・地区社協の事務局員への負荷が高く、大変である
- ③ 民生委員は任務範囲が広く身分も大臣委嘱、自治会長も仕事の範囲が広範囲にわたっている、福祉協力員の任務も一部明確でない部分がある、3者がどのように任務分担するか再考が必要
- ④ 当該事業にたいする「報告・連絡・相談」体制が徹底していない、対象者から漏れている人はないのかを確認するバックアップ体制づくりが不十分

【学区社協の各施策の展開方法の課題】

- ① ふれあい給食の拡充
- ② いきいきサロン事業の普及拡大
- ③ 地域での新事業の企画について

→

【分科会意見】

- ① 配食型事業から「ふれあい（会食）型」への転換、調理ボランティアの確保、育成をどのようにすすめるか
- ② 自治会単位が理想的、実施箇所が増えた場合の補助金はどこまで見込めるのか、立上げまでのサポート役が必要
- ③ 地域での相談事業は難しい、ボランティアの育成がなければどんな事業にも取り組めない

【学区・地区を取り巻く関係団体との連携】

- ① 地域包括支援センターと学区・地区社協の連携強化
- ② コミュニティ振興会、自治会、学区、学区・地区社協の連携と機能分担
- ③ 地域内のNPO、福祉団体（老人クラブ等）との連携強化

→

【分科会意見】

- ① 地域包括支援センター側からも学区・地区社協に積極的に連携する姿勢を示してほしい
- ② 学区によって組織体系がまちまち、コミ振興の中の福祉部門が学区社協なのか或いは独立組織なのか・いずれにしろ密接な協力関係が必要
- ③ 老人クラブ会員からも今以上に地域福祉活動に参加、協力してもらいたい

【地域福祉と防災】

- ① 自主防災組織（自治会）と学区・地区社協の連携上の課題
- ② 災害時要支援者（ネットワーク対象者）の避難、救護支援の課題

→

【分科会意見】

- ① 個人情報の共有、開示ができないので支援体制づくりが進まない
- ② 支援者マップ、非難計画、災害時要支援者が参加する訓練の実施など

(2) ボランティア分科会の課題

地域福祉活動は住民の参画と協働がなければ成り立ちません。ひとえに人材が成功の鍵となります。したがってボランティア活動に対して多くの市民から関心と理解と協力が必要です。ボランティア分科会では、そうした観点から課題整理を行いました。

第1に、「ボランティア活動への参加を促す方策」について取り上げました。具体的には、情報のネットワーク化、拠点づくり、財源づくり、機能分担、相談などについて検討を行いました。

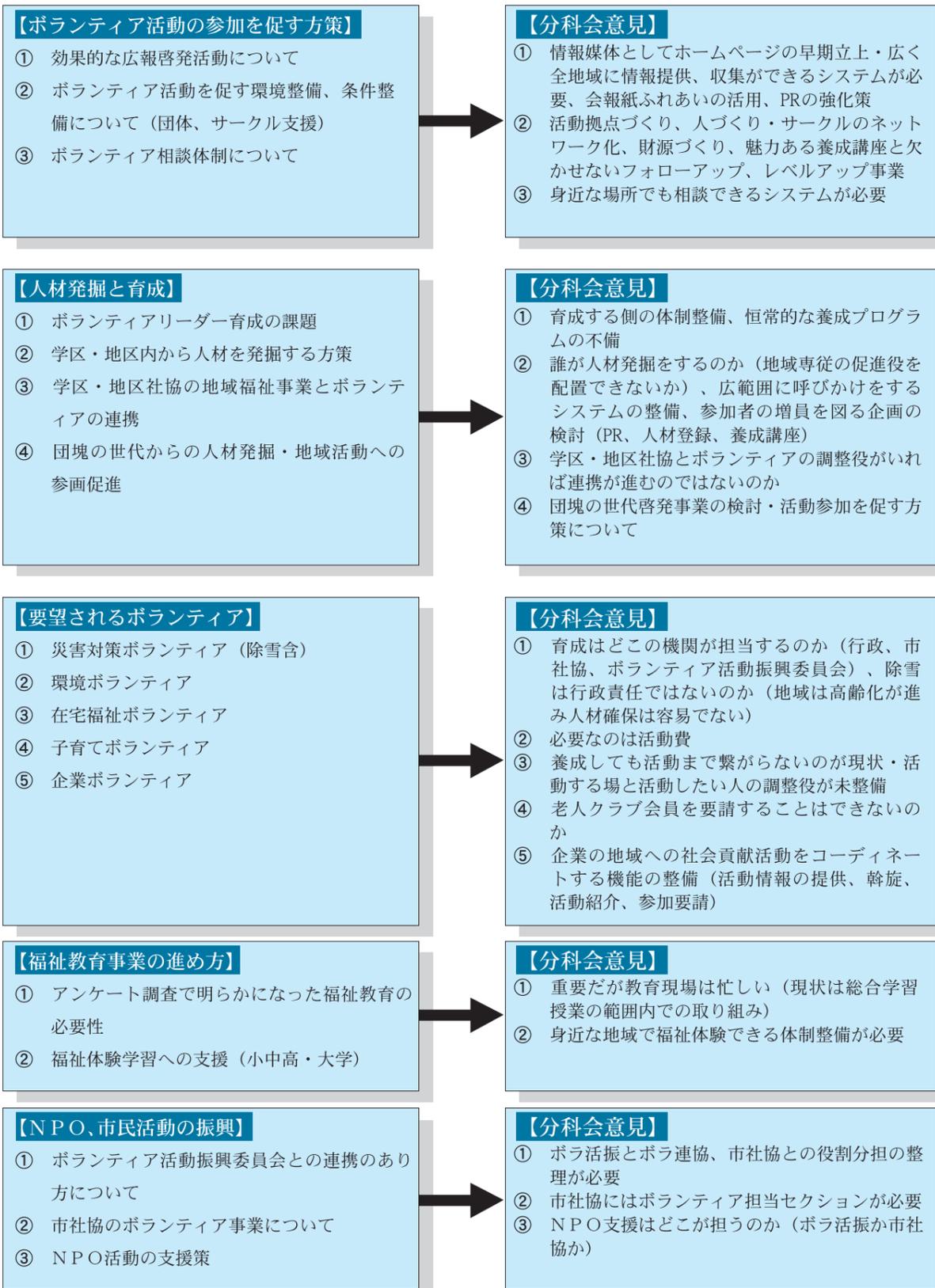
第2には、「人材の発掘と育成」についてです。2007年から始まる団塊世代の地域デビューに期待が寄せられている昨今ですが、具体的に「人づくり」をどのように進めるのか、また、効果的な広報活動の在り方、更にはリーダーの育成方法などについても検討を進めました。

第3に、「要望されるボランティア」について取り上げました。地域福祉ニーズは子どもから高齢者、心身障害者、防犯（不審者）、防災、不登校、配偶者間の暴力、ニート、所得格差、環境、介護保険サービス外のニーズ（ゴミ出し、除雪等）など多様且つ複雑化してきています。これら多様なニーズに応えるボランティア活動について協議を行いました。

第4に、「福祉教育事業」について検討しました。小中高、そして大学における「福祉教育事業」の考え方、問題点などを明らかにすることで今後の取り組むべき方策について議論しました。

第5に、「NPO、市民活動の振興」を課題として取り上げました。「誰もが住みやすく安心して生活できるまちづくり」が今日社会のテーマですが、その実現には広く市民活動の振興が必要です。また、特定非営利活動法人等による公益活動は重要なファクターとして定着しています。ボランティア、NPO、市民活動がパートナーシップを築き、様々な地域ニーズに応える体制づくりについてまとめました。

- 第1回分科会 平成18年 8月24日（金）
- 第2回分科会 平成18年 9月28日（木）
- 第3回分科会 平成18年10月24日（火）
- 第4回分科会 平成18年11月21日（火）



（3）福祉サービス分科会の課題

福祉サービス分科会は、近年増加している認知症高齢者、心身障害者等の権利擁護、介護保険、在宅福祉事業と地域包括支援センターについて、また、障害者の地域施策などを担当する分科会と位置づけました。平成12年の社会福祉法、介護保険法の施行により「措置制度」から「契約制度」へと利用形態が大きく変革しました。また、平成18年度から障害自立支援法が施行され、障害者福祉制度も同様に変革しております。このような現状の中から求められる福祉サービスについて課題の整理を行いました。

第1に、「地域において求められる多様な福祉サービス」について取り上げることになりました。少子化対策、心身障害（児）者の支援、ひとり親世帯、閉じこもりなど多様なニーズに対するためです。

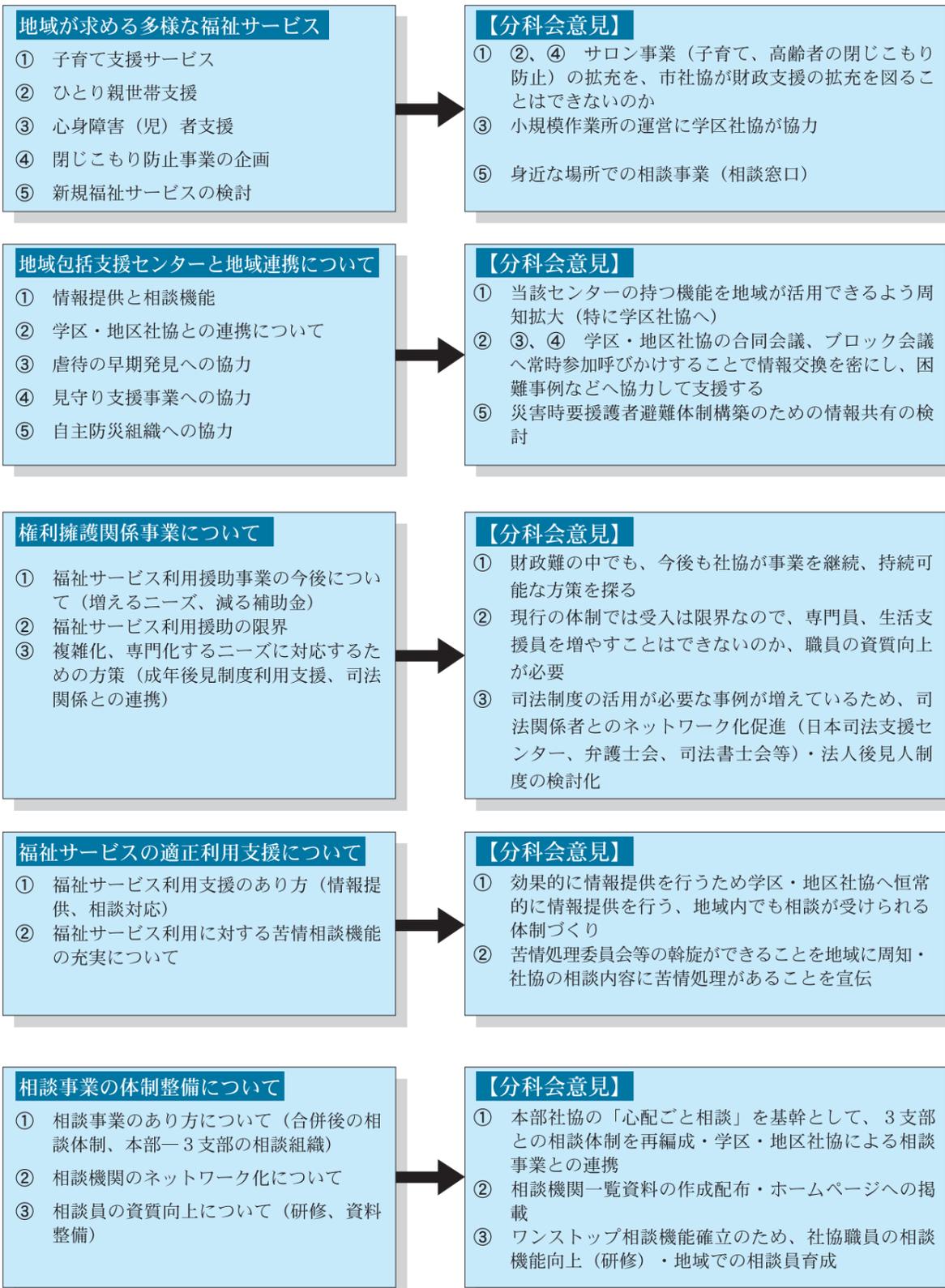
第2に、平成18年4月に施行された「地域包括支援センターと地域の連携」について検討しました。学区・地区社協とは密接な連携づくりの方法、効果的なセンター周知の方法、住民との協働事業など、地域による当該センター活用、センターに寄せる地域福祉の振興を含めて協議を進めました。

第3には、「権利擁護関係事業」についてです。前述したように福祉サービスは「契約制度」へと変革しております。また、近年は「悪質商法被害」など福祉サービスだけで解決できない事例も報告されています。権利擁護関係事業については「福祉サービス利用援助事業」や「成年後見制度」などの制度が整備されていますが、そうしたサービスの課題や拡充策、司法制度利用の課題について協議課題を進めました。

第4に、「福祉サービスの適正利用支援について」です。福祉サービスは契約制度により自由に選択できる仕組みになりましたが、必要な情報の入手やサービスを受ける中での苦情についてもサポートすることが求められています。どのような取り組みができるか協議しました。

第5に、「相談事業の体制整備」です。社協では「心配ごと相談事業」を昭和40年代から展開してきましたが、合併により相談体制の再構築が急務となっています。特に、社協職員には相談に対する資質向上が大きな課題です。また、行政をはじめ多様な相談機関が今日では設置されおり、相談機関のネットワークによる効率化が求められており、ワンストップ相談体制の構築について検討しました。

- 第1回分科会 平成18年 8月18日（金）
- 第2回分科会 平成18年 9月20日（水）
- 第3回分科会 平成18年10月20日（金）
- 第4回分科会 平成18年11月27日（月）



（4）団体、行政連携分科会の課題

多様化する地域ニーズを解決するためには福祉団体、行政機関等が連絡を密にして協力するシステムが必要です。保健と医療と福祉の連携については古くて新しい課題だといわれています。

第1に、「行政機関との連携」です。福祉行政と社協は車の両輪です。今以上に密接な連携関係構築についてどのようにしたらいいか。また、地域福祉において重要な役割を担う民生委員児童委員と学区・地区社会福祉協議会との相互理解と協働の強化について検討しました。

第2には、「児童福祉機関との連携・連絡」です。地域の「保育園」「学童保育所」の支援のあり方。また、地域による子育て支援の協力体制の構築と子育てボランティアの確保などについて議論しました。

第3に、「高齢者福祉関連との連携・連絡」のあり方です。老人クラブと学区・地区社会福祉協議会との協力関係の拡充、また、高齢者の生活を地域で支える体制づくりをどうするかについてです。

第4に、「ひとり親世帯」「心身障害（児）者関連との連携・連絡」です。これまで旧酒田市社協の地域福祉事業は「高齢者福祉」が中心であり、心身障害、ひとり親世帯などの活動が脆弱な側面がありました。この反省からどのような連携を行うことができるのか協議しました。

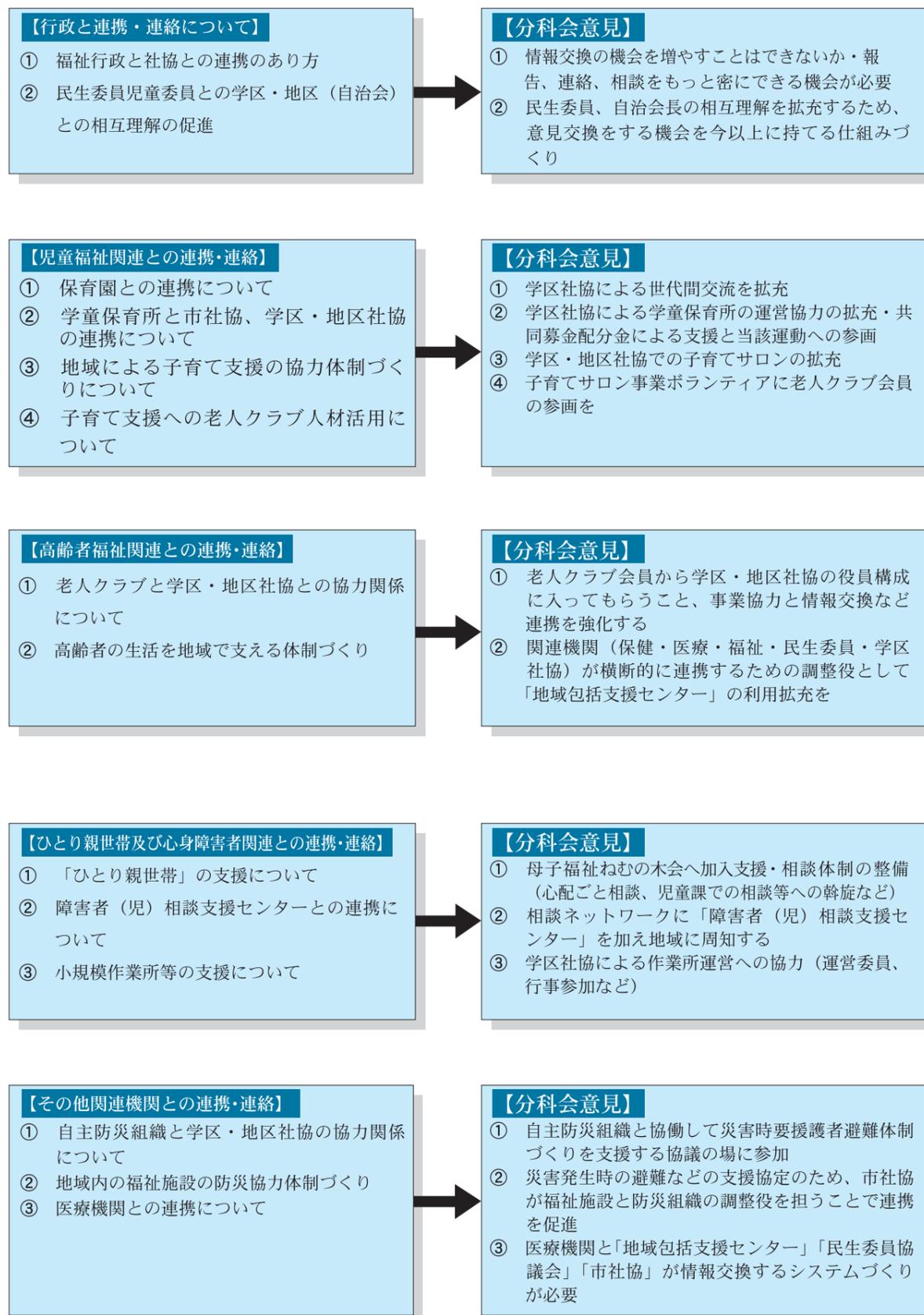
第5に、「その他の関連機関との連携・連絡について」です。特に、地域福祉の新しい課題である防災組織とどのように連携したらいいのか専門家の意見を交えて検討を行いました。

第1回分科会 平成18年 7月27日（木）

第2回分科会 平成18年 8月29日（火）

第3回分科会 平成18年 9月29日（金）

第4回分科会 平成18年10月25日（水）



（5）総務分科会

総務分科会は主に酒田市社会福祉協議会の組織、財政、人材育成、合併による効率的機構、事業の評価について文字どおり総務全般について協議する分科会です。

第1に、「酒田市社会福祉協議会の組織のあり方について」です。行政との役割分担、コミュニティ振興会と社協との役割、事務局体制、人事制度、事務機器の整備の他、介護保険事業等のあり方について一つ一つ検討し、効率のいい市社協のあり方の検討を行いました。

第2に、「財政のあり方」です。厳しさを増す地方財政の中での補助金の確保、補助事業、委託事業のあり方、自主財源である「社協会費」の調整や共同募金運動の見直し、コスト削減合理化策、低金利時代における基金活用のあり方、そして新規収益事業の可能性について整理区分して検討を行いました。

第3に、「人材育成について」取り上げました。合併により最優先となっている社協職員の資質向上のあり方、研修計画、人事管理など客観的に委員から検討していただきました。

第4に、合併後の組織機構である「本部社協」と「八幡、松山、平田支部」の機能について取り上げました。本部機能と支部機能のあり方、職務と権限、全市で行う事業と支部の地域特性を活かした事業をどのようにするか協議願いました。また、酒田市の委託事業である「福祉バス」「日赤福祉バス」の更新についても検討をいただきました。

最後に、社協が展開している各種事業について事業の評価と見直しを検討いただきました。既に行政で実施している「事務事業評価システム」導入や合併後のコスト管理のあり方、理事会、評議員会、専門部会の運営のあり方、活性化策、またそこでの議論を行政の政策にフィードバックする方法についての提言をいただきました。そして、本市の地域福祉活動を着実に拡充するために必要な地域福祉活動計画の進捗管理、次の段階である定期的見直しを図る体制整備について検討いただきました。

第1回分科会 平成18年 8月28日（月）

第2回分科会 平成18年 9月26日（火）

第3回分科会 平成18年10月27日（金）

第4回分科会 平成18年11月22日（水）

- 【酒田市社協組織のあり方について】**
- ① 組織のあり方（まちづくりと社協の役割）
 - ② 行政との役割分担について
 - ③ 事務局体制について
 - ④ 人事制度のあり方について
 - ⑤ OA機器の整備等について
 - ⑥ 介護保険事業等のあり方について

- 【分科会意見】**
- ① 地域福祉を展開する中核的機関として、社協は福祉のまちづくりに一層力を入れると同時にコミュニティ振興会との連携を強化
 - ② 行政と社協の目的は、本市の福祉向上にあり協働することで相乗効果を生み、且つ効果的な関係であることを再確認し、一層の地域福祉事業推進を図る
 - ③ 3課体制及び本部・支部組織見直しを検討
 - ④ 適材適所による異動、プロパ-職員の育成強化
 - ⑤ 更新計画の策定とそれに基づいた合理化の推進、事務効率向上に必要なOA機器整備計画の策定（ホームページ、ブログ、事業効率向上に必要な電算ソフトなど）
 - ⑥ 合理化の推進（経営コンサルタント、商工会議所の経営診断士導入等）、会計区分の整理化

- 【財政のあり方について】**
- ① 市の補助金について
 - ② 補助事業、委託事業について
 - ③ 自主財源の確保（社協会費調整、共同募金の活性化、介護保険事業、その他の財源）
 - ④ 新規収益事業について
 - ⑤ 社会福祉基金の活用について
 - ⑥ 合理化、コスト削減について

- 【分科会意見】**
- ① 行政と車の両輪として連携、協議を図り補助金を確保するとともに行政と同じく合理化に取り組む
 - ② 地域福祉向上を図る補助事業は積極的に取り組む、又、委託事業については事前協議の充実を図り機関決定により受託化を図る
 - ③ 5年以内に会費調整を図る、共同募金運動の強化、方法の見直しを図ると共に当該募金の実施主体が市町村となるよう意見具申を継続する。また、財団による補助事業を積極的に活用し地域福祉事業を拡充する
 - ④ サロン事業を中心に新規事業の検討を継続し、第2次計画に反映させるよう努める
 - ⑤ 有利な金利商品を専門化の助言を得て行い益金を確保するとともに基金活用の協議を継続する
 - ⑥ 合併によるスケールメリットを最大限に活かして合理化を図る、本部で集中管理をすることでコスト削減を進める

- 【人材育成について】**
- ① 社協の人づくり（職員の資質向上）
 - ② 職員の計画的採用について
 - ③ 研修計画について
 - ④ 職員などの地域行事への参加について（ボランティアの促進）

- 【分科会意見】**
- ① 地域ニーズに対応できる資質をもつ職員の育成、職員の国家資格取得の推奨、職場内の専門的指導、相談体制の確立
 - ② 長期的採用計画の早期策定（総務課）
 - ③ 体系的研修計画の早期策定（一般研修、専門研修、技能向上研修、外部研修、職員間による横断的研修、管理職研修）
 - ④ 職員による地区行事への積極的参加（自治会、コミュニティ振興会等）

- 【支部・本部機能について】**
- ① 本部機能のあり方について
 - ② 支部組織、機能について
 - ③ 支部事業について
 - ④ 福祉バス運行事業について

- 【分科会意見】**
- ① 予算、決算、総務事務等の効率的管理
 - ② 地区社協の組織化、小地域福祉活動の財政支援、支部の住民ニーズの把握と現状分析、相談機能
 - ③ 事業の見直しと事業の効率化の検討
 - ④ 運行事業の継続、車両の計画的更新について行政と継続的に協議

- 【各種事業の評価と見直しについて】**
- ① 事務事業評価システムについて
 - ② 地域福祉活動計画について
 - ③ コスト管理、合理化について
 - ④ 理事会、評議員会、専門部会、委員会、行政からのフィードバック

- 【分科会意見】**
- ① 事務事業評価システムの早期導入、事務事業評価票の早期策定（数値的評価、質的評価）
 - ② 活動計画の整備検討、計画進捗の管理、研究機関とのネットワーク化推進（大学など）
 - ③ 事務事業評価システムによる事業費、事務費等の合理化、コスト管理の研究
 - ④ 役員研修の拡充、専門部会の拡充（課題別検討体制の強化）、行政との協議体制の強化

第4章 活動計画の基本理念と基本目標

1. 活動計画の基本理念

「コミュニティ」は、地域社会とか共同社会（共同体）とか言われたりしますが、非常に多義に使われています。高度経済成長は、わが国を「経済大国」へと発展させたものの、都市への人口集中と地方の過疎化、生活環境の悪化、地域連帯の希薄化など伝統的な社会構造を大きく変革させました。やがて、そこから生じた諸問題を解決し、人々の「生活の場」として、よりよい社会に再形成していくことが求められるようになり、「コミュニティ」形成が官民協働によって取り組まれています。一方、地域福祉は地域社会を基盤にしておこなわれる社会福祉の実践、サービスですので、地域福祉を展開するためには地域社会の環境整備が求められています。

歴史的に酒田は住民による自治を実践してきたまちとして有名ですが、昭和60年に最初のコミュニティセンターを開設し、住民による活動を今日まで発展させてきました。同じ時期に、旧酒田市内で「視覚障害者独居世帯で、暖房機に給油中過失により焼死する」という痛ましい事故が起きました。この事故は関係者に大きな衝撃を与え、その結果、一般コミュニティづくりと合わせて「福祉のまちづくり推進事業」を昭和60年から開始しました。これはひとえに「福祉コミュニティ」の形成を目指した取り組みです。

益々多用化する地域福祉ニーズに対応するためには、公的サービスや自助努力に加え、福祉に関心を持つ地域住民やボランティアによる「住民同士の支え合い」「地域互助」が重要となります。新酒田市社協では、住民参加による地域福祉活動の実践を担う学区・地区社協を中核とした地域互助を実践する地域福祉事業を通じて「福祉のまちづくり」の拡充を目指します。

本活動計画では、基本理念を以下のように定め本市の地域福祉活動を進めます。

～住民参画・協働による新しい地域社会、まちづくりの創造～

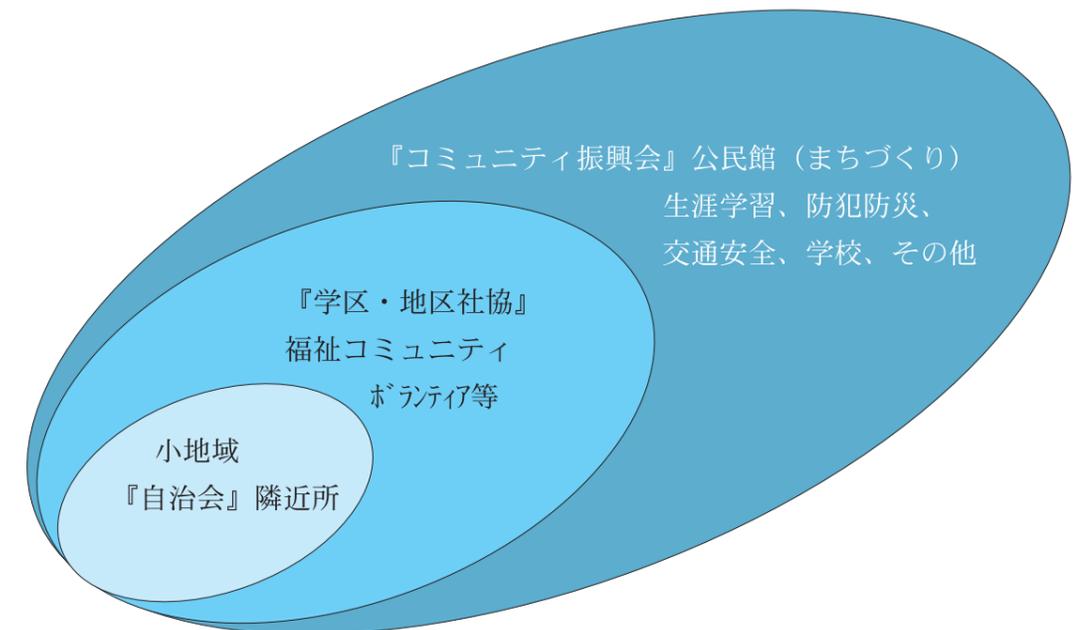
2. 基本目標

○ 住民参画・協働のまちづくり

本市では、住民の身近に「自治会」「町内会」がほぼ全域にあります。この「自治会」「町内会」は、任意による自治組織です。また、自治会等が中心構成となって「まちづくり」を進める組織として、旧酒田市の22地区（概ね小学校区単位）においてコミュニティ振興会が組織されています。（八幡・松山・平田地区でコミュニティ振興会の組織化を検討中。）

「コミュニティ」では「自分たちで出来ることは自分たちで」という考えに基づき、みんなに共通している身近な生活課題を「自立」的に解決していくことが求められています。一方、「福祉のまちづくり」は、日常生活の困難を現に持ち、または持つおそれのある個人や家族のニーズを解決するため、「住民同士の助け合い」を行なう地域社会の実現です。本市では、実践組織として「学区・地区社会福祉協議会」を位置づけております。

「コミュニティ振興会」は、地域をまとめ、地域の担い手をみだし、育成する中心的存在であり、これまでも「学区社会福祉協議会」は、各コミュニティ振興会から多大な協力を得てきました。今後もまちづくり団体である「コミュニティ振興会」、自治・防災などの自主活動を行う「自治会（町内会）」、生涯学習活動を行う「公民館」などの諸団体と連携して、その福祉部門となることで高い機能を発揮する体制づくりを目指します。



○ 安心住みよいまちづくり

社会福祉法は「個人の尊厳」「自立の支援」「個人の選択」という福祉理念を掲げています。福祉サービスの利用については、利用者の自己決定を基本にしています。しかし、判断能力が十分でないため自らの判断で適切なサービスを選べず、必要なサービスが利用できない場合があります。また、近年、高齢者や障害者が財産を第三者等から勝手に搾取されたり、悪徳商法、詐欺事件、虐待されるなどの事例が跡を絶ちません。

平成18年4月から設置された地域包括支援センターは地域で安心して生活できるよう必要なサービスを総合的に提供する機関です。このセンターを地域と共に振興し、「福祉サービス利用援助事業」をはじめとした権利擁護事業を提供します。

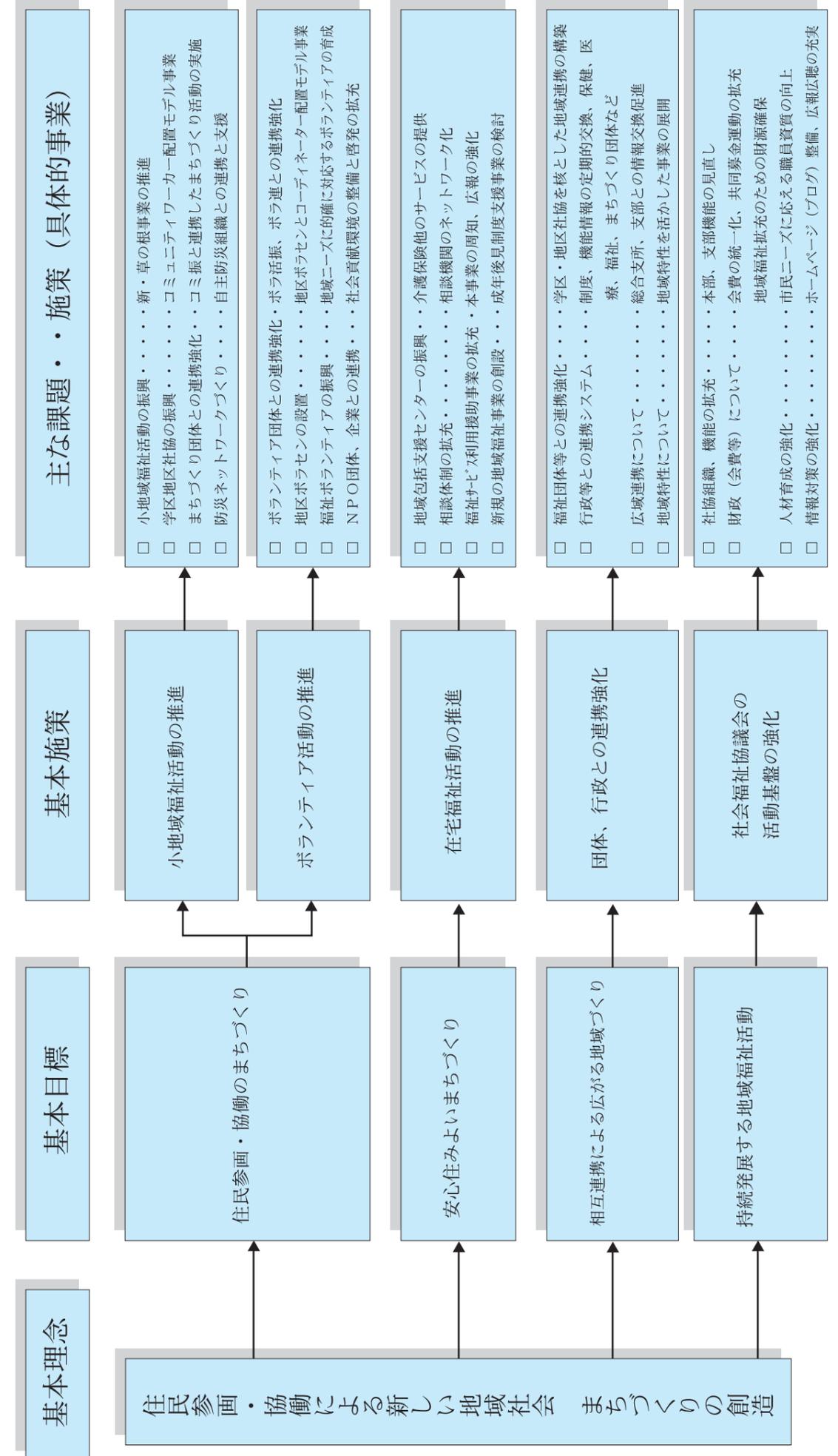
○ 相互連携による広がる地域づくり

住民同士の助け合いと同時に行政、医療機関、福祉団体、NPO及びその従事者が地域をフィールドとして密接に結びあうことで複雑化した福祉ニーズに即応することが可能になります。また、社会福祉分野だけでなく、教育、まちづくり、防災などの施策とも、地域生活の向上を図るためには連携することが求められています。これらの団体がコミュニケーションすることで相互連携するシステムづくりを目指します。また、住民の生活ニーズに合った活動を促進するため地域特性を活かした事業展開を図ります。

○ 持続発展する地域福祉活動

社会福祉法に法文化されたように社会福祉協議会は「地域福祉を推進する中核的団体」です。この任務を果たすために持続する社会福祉協議会の体制づくりが欠かせません。社協の組織、本部・支部機能の見直し、地域福祉拡充のための財源のあり方、人材育成、コスト管理等を検討し効率化を進めます。また、市民への広報広聴、情報のネットワーク化などの充実に努めます。

3. 計画の体系図



4. 基本施策と具体的事業

【1】小地域福祉活動の推進

① 学区社協・地区社協の振興

地域福祉は、「地域の特徴を活かして」「地域に住んでいる多くの方々が参加し」「住民実践」で行うことが大切です。わが国の社会福祉は全国一律に行われてきましたが、少子高齢社会や複雑化した生活ニーズが顕在化している今日、地域の特徴を活かした福祉事業を企画、実践することが必要です。本市では、小学校区などの共同生活圏域を単位に「学区社会福祉協議会」を中核とした小地域の福祉活動を進めます。なお、合併した3支部についても地域性などを勘案した生活共同圏域による「地区社会福祉協議会」の組織化を進めることで市内全域による同レベルの活動の実現を目指します。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合同研修会	自治会長、民生委員、福祉協力員など学区、地区社協の構成員が一堂に会して、地区内の福祉情報の交換、福祉研修会を開催することで地域福祉活動の運営、啓発を促進します。(年2回補助) ・地域福祉に必要な研修会 ・見守りネットワーク支援事業の事例検討 ・行政、市社協からの情報提供 ・他の学区・地区社協との交流会 ・地域包括支援センターとの情報交換会					
学区・地区社協代表者会議	学区・地区社協の会長、事務局担当者による連絡会議の開催(年1～2回) ・市社協事業計画などの検討					
福祉協力員全員研修会	見守り活動などを担う福祉協力員の資質向上を目的とした研修会(年1回)					

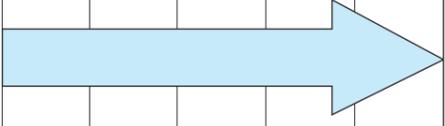
② 小地域福祉活動の振興

多様化している地域福祉ニーズには更なる小地域福祉活動の拡充が求められています。酒田方式の地域福祉事業である新・草の根事業は、子ども、高齢者、心身障害(児)者までを

対象とし、旧草の根地域福祉ネットワーク事業を見直し、メニューを拡充しました。新・草の根事業の内容充実を図ります。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
見守りネットワーク支援事業	孤独死を未然に防ぐための課題を解決し、ひとりの不幸も見逃さない小地域の見守りネットワークを拡充強化する ・ネットワーク対象者が漏れることのないよう地域包括支援センターとの連携による実態把握と福祉隣組組織の拡充 ・老人クラブの友愛訪問活動と見守り支援活動の提携化 ・学区・地区社協から市社協への事故事例報告書の提出					
ふれあい給食事業	65歳以上で身体が虚弱な一人暮らし高齢者等を対象に、交流と栄養の偏り解消を目的に手づくりの給食を提供する事業 実施主体：学区・地区社協 補助：@300 年6回限度 ・3支部への普及 ・会食会による交流会(会食、レクリエーション、軽体操など)					
地域交流事業(いきいきサロン)	閉じこもり防止対策を含め、世代間交流、健康増進、軽スポーツ交流、趣味を助長する憩いの場づくりを身近な地域内で展開するサロン事業を全学区・地区に広げます ・サロン事業実践マニュアルの提示 ・サロン事業設立の支援(設立に向けた相談、研修、実践箇所の視察など) ・子育てサロンの普及 ・サロン事業への補助金増額の検討					

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
介護予防講座	講座の継続 ・市保健師のプログラムにより年8回程度開催 ・広報強化による参加者の拡充 ※市委託事業のため事情により変更あり					



小地域における地域福祉活動を進める上で、地域内に在るネットワーク対象者（援護を必要とする人）の把握を欠くことができませんが、一方で個人情報の取り扱いによる不利益行為があってはなりません。有効な情報が共有できないために、支援が遅れたり実践ができなくなってしまうことは避けなければなりません。個人情報保護と支援体制の拡充を両立する方策を講じます。

(1) ネットワーク対象者名簿の整備

「見守り支援事業」に必要不可欠であるネットワーク対象者名簿の整備を遺漏がないように毎年実施します。

- ・名簿作成作業の支援
- ・名簿の作成については可能な限り「本人の理解」と「同意」を求めていく
- ・名簿の適正管理、保管の指導

(2) 個人情報保護に関する知識の普及

個人情報に関する考え方、あり方などを整理し、同じ水準で活動できるよう図ります。

- ・個人情報保護解説副読本の編集
- ・合同会議等での説明、研修の実施

なお、各学区・地区社協が、事業計画の立案や新規事業の企画をする際に活用するための活動実践マニュアルを整理しました。このマニュアルは、全地域において確実に実践していただきたい必須的事業と選択して実践する事業を示すことで地域福祉活動の水準向上を図るものです。

目標	事業区分	事業名	事業内容	担当区分	備考
学区・地区社協体制を強化する事業	基盤強化	④ 執行体制の整備 ④ コミ振等との連携 ④ 総会・部会等の開催 ④ 学区・地区社協共同会議の開催	◇三役、理事会、事務局、部会の整備 ◇コミ振との役割分担（支援体制の確立） ◇予算、決算、計画、報告、進捗状況 ◇自治会長、民生委員、福祉協力員等による研修会と情報交換	総務部門	年2～3 年1回 年2回
	事業	⑤ 自治会長・民生委員交流会 ⑤ 草の根事業ブロック会議の開催	◇自治会長と民生委員による地域情報の交換会 ◇きめ細かにネットワーク対象者の見守り支援を図る目的の小地域会議		年2回 年1回
福祉の輪を広げる事業	生きがい ふれあい 事業	④ 見守りネットワーク支援事業 ④ ふれあい給食事業（会食、配食） ④ いきいきサロン事業（小地域単位） ④ 介護予防講座 ③ 小地域福祉研修会・活動の育成	◇ネットワーク対象者の孤独死防止 ◇地域によるふれあい給食（配食、会食） ◇学区、地区、自治会単位によるレクリエーション、体操等、憩いの場づくり ◇介護予防を目的とした講座 ◇単位自治会、単位老人クラブなど小地域における福祉活動を活性化させる研修会	地域福祉 部門	通年 年6回以上 通年 (地域事情) 年8回程度 (地域事情)
	福祉の心を育てる事業	① 学区社協だより ③ 各種行事案内のチラシ ③ 福祉情報の把握	◇学区、地区、社協の活動を広く広報するため機関紙を発行 ◇学区、地区内及び市等の行事案内のチラシを配布したりして周知する ◇住民の意識調査、ニーズ調査等の実施	広報 部会	年1～2回 随時 年1回 随時
	福祉教育事業	③ 福祉講演会、ミニ集会、座談会、 ③ 小中高校・保育園・学童保育などの福祉教育	◇講演会、福祉のつどい、座談会、ボランティアバザーなど学区（地区）社協がコミ振等と共同で企画する事業 ◇地域内でのボランティア体験の受入、協力など		年1回 随時

※ ④は、全学区・地区社協の必須的事業

⑤は、創意と工夫で、充実した福祉活動を実践する選択的事業

③は、地域事情により地域福祉活動向上を図る選択事業

「ふれあい給食事業」と「いきいきサロン事業」は組み合わせて実施することも可能です。

③ 地域特性による地域福祉活動の実施検討

新・草の根事業は全地域で展開する必修的事業です。これに加えて地域特性（ニーズ）に沿い、地域の個性を活かす活動を計画的に実践することが求められます。その考えを実現するモデル事業について検討を行います。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
学区・地区社協地域活動活性化プラン策定モデル事業の検討	各学区・地区社協による地域福祉活動を計画的に進めるために、モデル地区を指定して地域特性を活かした地域福祉活動計画の策定を自らが行なう事業を検討 検討→調査→研修→市社協の支援 指定地区との協議→モデル地区指定⇒事業開始		協議・検討			
地域特性支援モデル事業の検討	地域ニーズと特性を基にした学区・地区社協オリジナルの地域福祉事業を企画、実施するためモデル事業の検討 検討→調査→研修→市社協の支援 →指定地区との協議→モデル地区指定⇒事業開始 [例] ・老人クラブ等、他団体の参加 ・地域展開によるミニディサービス事業 ・山間地の友愛訪問事業 ・福祉バスを活用した事業 [例] ・子育て支援（高齢者の支援含む） ・環境美化活動 ・ゴミ出し援助活動		協議・検討			

④ まちづくり団体との連携強化

地域福祉活動は「まちづくり」を目指す活動の福祉分野です。学区・地区社協の運営や新・草の根事業は、「コミュニティ振興会」や「自治会（町内会）」等から

の理解と協力なしではできません。したがって、まちづくり団体等との協力関係強化を図ります。

[継続して行う事業]

○自治会長研修会

コミュニティ振興会長、自治会長、区長を対象に社協事業、地域福祉事業の周知を図る研修会の開催（酒田：八幡：松山：平田いずれも年1回開催）

開催時期：5月中旬から6月上旬

場所：各地区において

○新自治会長研修会

新しく自治会長になった方から地域福祉活動に対する理解を得るため研修会を開催（年1回：自治会連合会と共催）

○出前地域福祉講座

単位自治会などをはじめとした自主研修会を開催する場合に出前で職員を派遣する「出前講座」を拡充

⑤ 学区・地区社協活動の事務局強化事業

学区・地区社会福祉協議会は、自治会長、民生委員児童委員、福祉協力員、コミュニティ振興会、その他関係する地域の団体、住民で運営しています。学区・地区社協を運営する要として事務局を設けていますが、コミュニティ振興会などからの支援を受けている学区社協もあります。地域福祉の課題は年々複雑になっており、学区・地区社協に寄せる期待が高まっていますので事務局体制を強化することが急務となっています。同時に、学区・地区社協には、地域ニーズを発見し、サービス提供機関との調整、連携など橋渡しする役割も期待されるようになりました。

こうした事情を考慮し、学区・地区社協に専従の事務局員（コミュニティーワーカー）を配置し、もって今以上の高い機能を持つ体制強化の実施検討及びモデル事業の企画化を行ないます。

学区・地区社協コミュニティワーカー配置モデル事業（考え方）

[配置の目的] 学区・地区社協の運営に関する推進役、調整的な役割を担う人材を配置することで、学区・地区社協事務局体制の強化及び地域の福祉力向上を図る。

[名称] 学区・地区社協コミュニティワーカー（仮称）

[配置] 2名以上を配置（交代制）

[市社協の任務]

- ・人材育成のために養成講座を開催（年2回程度）
- ・設置費用の補助

[人材の確保] 原則として学区・地区内に居住し、地域福祉活動に意欲がある方で、学区・地区社協の推薦、自薦を問わない。

学区・地区社協
コミュニティワーカー配置
モデル事業

[機能]

- ①学区・地区社協運営に関する事務（事業計画、予算、事業報告、決算等）
- ②新・草の根事業に関すること
- ③相談橋渡し機能（専門機関）
- ④自主防災組織との連絡調整
- ⑤学区・地区内の市民ボランティア活動育成に関すること
- ⑥社協本部他関係団体との連絡調整（特にコミュニティ振興会）

[モデル事業の進め方]

- ①モデル地区を指定して人材養成講座を開催（年次計画で全区・地区を指定）
- ②養成終了地区からモデル事業として配置
- ③配置地区の状況からフィードバック後、見直し年次計画で全地区に配置（モデル地区による連絡会等）
- ④講習修了者のパワーアップ講座を隔年で開催

[課題]

- ・財源確保（財団の助成事業活用等）
- ・人材確保、養成体制の整備

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
学区・地区社協コミュニティワーカー配置モデル事業	養成モデル事業を終了した地区から順次配置 ・ 養成研修終了地区から配置 ・ 実施状況により拡充		協議・検討			
学区・地区社協コミュニティワーカー養成事業	学区・地区社協の運営全般を担う事務局的な人材を育成するため養成講座を開催する ・ 協議、検討 ・ モデル地区の指定（3ヶ所程度） ・ 養成研修（年2回程度）		協議・検討			

◇〔学区・地区社協コミュニティワーカー（仮称）養成プログラム〕（骨子）

研修名	学区・地区社協コミュニティワーカー（仮称）養成研修講座
開催回数	3日を1単位として年2回程度
研修目的	学区・地区社協において実施する地域福祉活動の基礎知識と当該組織の運営に必要な知識及び技能
主な研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉の基礎知識 ・ 地域福祉活動の現状と課題 ・ 新・草の根事業について ・ 酒田市の社会福祉制度の基礎知識 ・ 相談援助技術、演習 ・ 社会調査活動の技術と演習 ・ パソコン講習（ワード、エクセル、インターネット、メール、ブログ、パワーポイント、デジタルカメラ等） ・ 学区・地区社協運営マネジメントに必要な基礎知識 ・ 広報紙づくりの基礎知識 ・ その他外部研修への参加派遣（全・県社協など）

【2】ボランティア活動の推進

① ボランティア団体との連携強化

現在、ボランティアセンター機能は酒田市地域福祉センターにあり、酒田市ボランティア活動振興委員会やボランティア連絡協議会（酒田、八幡、平田）が担い手となっています。また、学区社協活動による新・草の根事業は、住民ボランティア活動の一環であり、地域住民が支えあう活動です。今後、市民によるボランティア活動の拡充を計るためには、地域に密着した活動が育成できる仕組みづくりとボランティアのネットワーク化を進めるために市社協におけるボランティアセンター機能の体制整備について検討します。

② 学区・地区ボランティアセンター構想

本市のボランティアセンター機能は地域福祉センターにほぼ集約されていますが、合併したことで地域が広がり、また、地域に密着したボランティア活動が求められるようになってきています。市民のニーズに応えるためには、身近な場所にも同様の機能が必要であり、全国的にも地域内のニーズに地域ボランティアで対応するという考え方により地区内に「ボランティアセンター」を設置するところが増えてきています。（巻末：資料2）

このような考えを基に検討した結果、地区内のコミュニティセンターや公民館等を拠点とし、学区、地区単位に「ボランティアセンター」機能を整備する構想を検討しました。

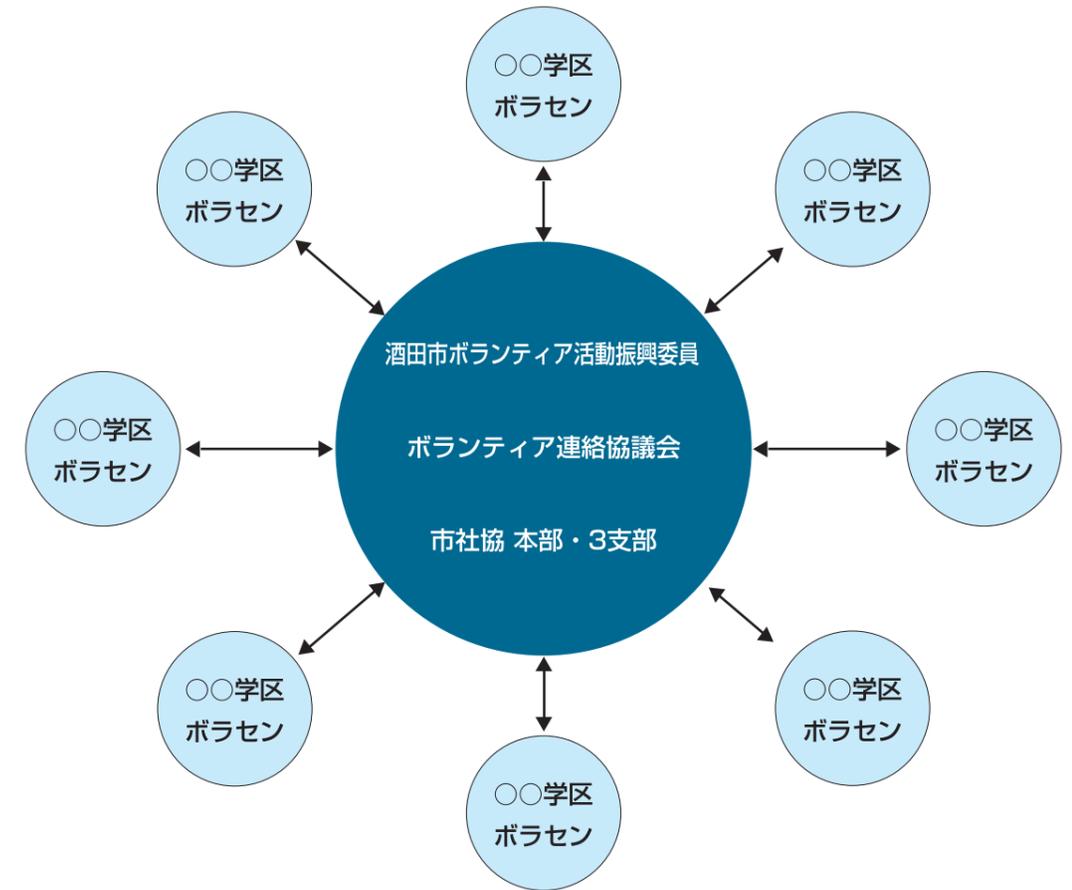
ボランティアセンターは、

- (1) ボランティアしたい人（何か役に立てればと思う人）の登録受付
- (2) ボランティアを頼みたい人（何かの助けがほしい人）の受付
- (3) ボランティアしたい人と、頼みたい人の斡旋調整役
- (4) 福祉に関する相談受付
（介護、子育て、障害などで生活上の不自由や困り事がある人等のニーズ）
- (5) ボランティア養成講座への募集、広報
- (6) 地区内で活動するサークルの立上げ、育成

といった機能を有し、地域内で問題解決ができる仕組みづくりをすることが目的です。そして、学区・地区ボランティアセンター同士が連絡会等を組織しネットワーク化することでボランティア活動の輪を拡充する効果も期待できます。学区・地区社協ボランティアセンターは、学区・地区コミュニティワーカー配置と同じく年次計画によるモデル事業として全市に配置する構想です。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市社協におけるボランティア活動促進及び調整機能の整備	市社協組織における地区ボランティアセンターの検討、整備 ・ 相談・登録・斡旋・人材育成 ・ ボランティア団体の自主運営の支援 ・ 職員配置の検討		→ 協議・検討			

[学区・地区ボランティアセンターイメージ図]



※地区・学区ボランティアセンターは、「機能」を整備する構想であって、建物を整備するものではありません。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地区ボランティアコーディネーターの養成事業	学区・地区内のボランティア事業を調整する人材をモデル地区を指定して養成講座を開催する		協議・検討	モデル地区		
学区・地区ボランティアセンターの設置及びボランティアコーディネーター配置モデル事業	学区・地区単位にボランティアセンターを設置し、小地域におけるボランティア活動の振興を図るため調整役をモデル地区を指定し配置する		協議・検討	モデル地区		

◇ [学区・地区ボランティアコーディネーター（仮称）養成プログラム]（骨子）

研修名	地区ボランティアコーディネーター養成研修
対象	学区・地区に設置する地区ボランティアコーディネーターとして活動する者
開催回数	3日を1単位として年2回：毎年
研修目的	地区ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をしたい人と求める人を結びつける調整役及び地区内のボランティア人材の発掘、育成などの促進役である地区ボランティアコーディネーターを育成する
主な研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉の基礎知識 ・ ボランティア活動の基礎的知識 ・ ボランティア活動の現状と課題 ・ ボランティア活動のマネジメント ・ 相談援助技術、演習 ・ ボランティア情報調査演習 ・ パソコン講習（ワード、エクセル、インターネット、メール、ブログ、パワーポイント、デジタルカメラ等） ・ 災害ボランティアコーディネーターに必要な知識 ・ その他外部研修への参加派遣（全・県社協など）

※ なお、学区・地区ボランティアセンターは、学区・地区社協コミュニティワーカーの配置とセットで設置したり、コミュニティ振興会との協働体制も可能となる柔軟な体制を検討します。

③ 福祉教育事業の推進

「人づくりは子どもの頃から」というのはどんな領域でも同じですが、福祉においても教育は重要です。福祉教育の先駆的事业は、山形県社協の「児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校」を基盤としており、旧酒田市、旧3町社協でもフォローアップ事業展開をしてきた経緯があります。

そこで、ボランティア分科会では「福祉教育事業」の協議課題を設け、現状と課題について整理しました。

[現状]

学習指導要領の改正により「ボランティア活動」・「福祉教育」の拡充が図られたが、現行では「総合的な学習の時間」において展開が図られている。

[課題]

「総合的な学習の時間」での実施に傾斜しすぎていないか。福祉教育の受入体制（施設、講師、機材など）は十分か。

(参考) 福祉教育には「こどもたちの豊かな成長を促すための福祉教育」と「地域福祉を推進するための福祉教育」という2つの側面がある。
(全社協：社協における福祉教育推進検討委員会報告書H17.11)

現在展開されている「福祉教育事業」は、酒田市ボランティア活動振興委員会や酒田市ボランティア連絡協議会が各学校と協力している体験事業です。

今後もこうした支援を継続するとともに市社協では、学区・地区ボランティアセンター設置モデル事業のメニュー「福祉教育体験環境の整備」を加え、学校教育現場と連携を図ります。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
福祉教育事業支援環境の整備	学区・地区ボランティアセンターによる福祉教育事業受入環境の整備を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験福祉施設のコーディネート機能向上 ・ 貸出用体験資材の整備 ・ 地域を基盤としたボランティア体験プログラムのコーディネート機能の整備 		協議・検討			モデル地区で支援整備

④ NPO団体、企業による社会貢献活動の支援

NPOとは、「営利を目的とせず」「社会的な使命を持った」民間組織、団体を指し「民間非営利団体」とを指し、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行により、社会を支えるセクターとして認知され、本市でも14団体（平成18年4月1日現在）が設立しています。

NPO法施行の背景には、市民が自発的に社会に対して課題解決に取り組む活動が増えてきたことが要因です。その傾向は、住民参加型福祉サービスと称された域を超え、NPO法人などによる法人型の運営、開発をもたらしています。同時に、企業による社会貢献活動に対する社会的期待も増加しております。企業の価値を量るモノサシに『公益性』『公益活動』といった社会貢献度で企業を評価する社会となることが今世紀における「豊かな社会」の必須条件となるという考えも広まりつつあります。（巻末：資料3）

このような価値観が広がりつつあるとは言え、NPO活動を取り巻く環境は厳しく、また、企業による社会貢献活動を拡充するには時間を要します。ボランティア活動への理解のために一層の啓発を進める必要があります。また、2007年からはじまる団塊世代の大量定年退職期の到来は、ボランティア活動の人材確保には好機であり、併せて取り組む必要があります。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
団塊世代などボランティア活動促進モデル事業	団塊世代を対象にしたボランティア活動参加促進モデル事業の検討 ・養成プログラムの検討 ・ボラ活振事業との共催を協議		検討	モデル事業		
企業による社会貢献活動の拡充	・職能・技能を用いた社会貢献活動の拡充、要請（例：電気工事協同組合による「1人暮らし高齢者電気保安点検事業」） ・企業で培った特殊技能者によるボランティア養成講師への招聘 ・社会貢献活動の広報強化（商工会議所、法人会との連携、研修会の企画検討、募金への協力など）		広報活動	（ホームページ等）	協議・検討	

【3】在宅福祉の推進

① 地域包括支援センターの振興

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者等がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう様々な側面から総合的支援する機関として平成18年4月より市内10か所に設置されました。地域包括支援センターは地域の総合窓口として広く地域とのネットワーク構築が求められています。学区・地区社会福祉協議会では地域包括支援センターと密接に連携し当該センターの周知、利用拡大を支援します。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
地域包括支援センターへの支援	学区・地区社協と当該センターとの連携関係の構築をコーディネートするため、学区・地区社協合同会議、ブロック会議への参加要請プログラムを全地区に普及拡大する ・特定高齢者、虐待の早期発見、支援システムの構築					
社会資源マップの作成への支援	当該センターが作成する地域における社会資源・開発によるマップについて支援 ・学区・地区社協 ・自治会 ・ボランティア ・医療機関 ・有料サービス等					
地域支援事業、新予防給付事業、介護給付事業の普及	改正介護保険法における当該センター固有事業を学区・地区社協、関係機関と連携して普及を図る					

② 相談体制の拡充

身近な場所で気軽に相談を受けられる事業として全国の市町村社協では昭和30年代から「心配ごと相談事業」を先駆けて展開してきました。合併前において各社協でも実施してきましたが、当社協でも合併を機に、相談事業の効率化と相談機能を向上するため一部見直しを行いました。

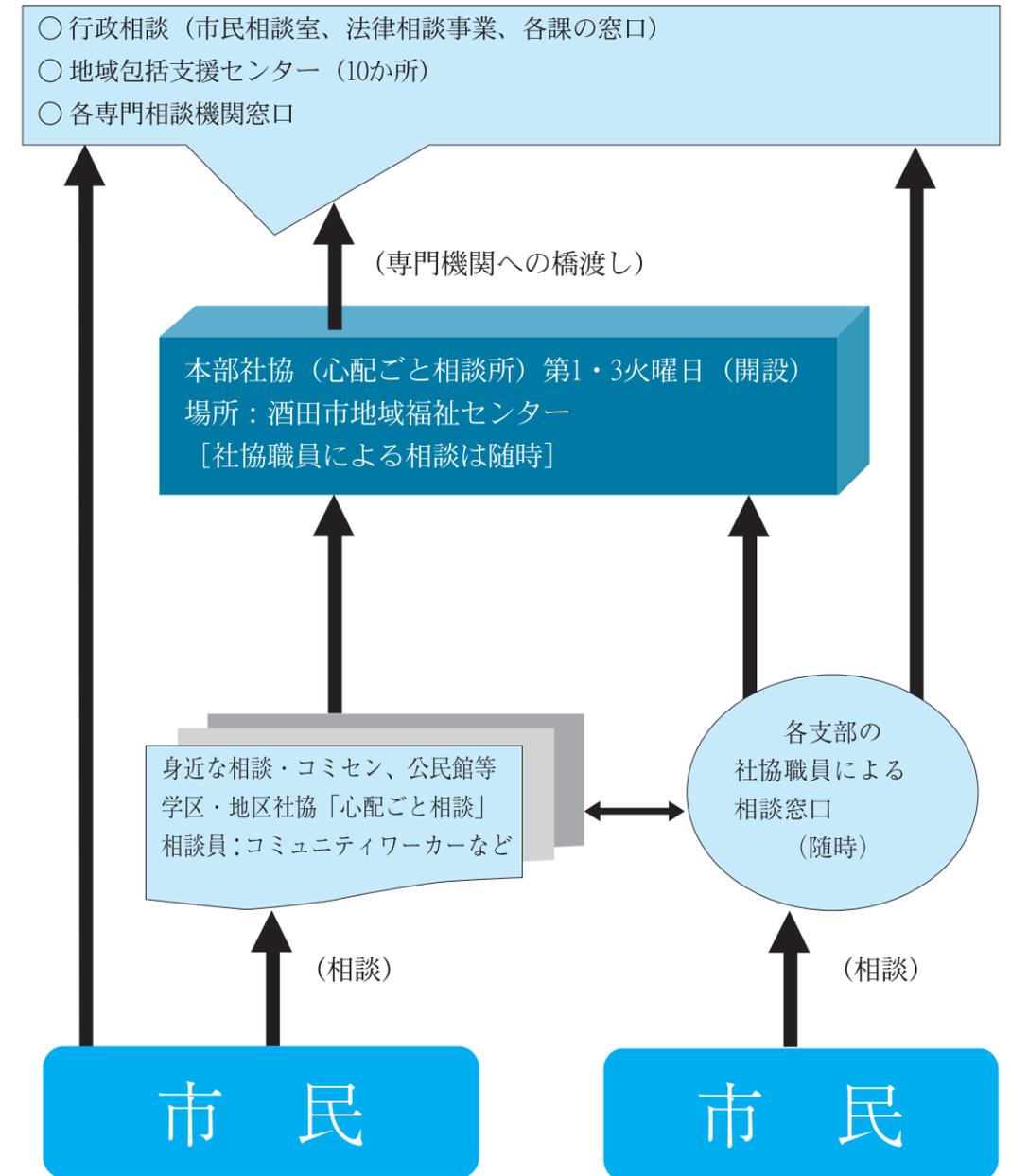
これまで旧市町村社協で実施してきました「心配ごと相談所」は本部のみの設置とし、3支部及び本部での相談所開設日以外は社協職員が対応する体制に改めました。また、橋渡し機能を高めるために専門相談機関関係資料を整理しましたが、相談内容は年々複雑かつ専門化する傾向にあります。そこで、「困ったときに、身近な場所で相談が出来る体制」と「相談事があった時に、どこに相談すべきかを的確に探してくれる」迅速な相談体制の拡充を図る相談体制整備を図ります。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市社協（本部・3支部）の相談体制拡充	<ul style="list-style-type: none"> 社協職員の相談技能向上 相談技能向上の研修実施 相談機関のネットワーク化（ワンストップ相談の実現） 相談機関窓口資料の整備 ホームページの掲載等 			→		



※心配ごと相談（地域福祉センター）

[相談事業ネットワークイメージ図]



③ 福祉サービス利用援助事業の拡充

平成12年に施行された「社会福祉法」では、従来の措置制度から利用制度（契約）へと転換されました。新たな福祉サービスの利用制度の中で、利用者保護の仕組みである「福祉サービス利用援助事業」が社会福祉事業として位置づけられました。当該事業は平成11年度より山形県社会福祉協議会の委託事業として北庄内地域の基幹的社会福祉協議会が事業展開を図ってきました。

近年は本市及び北庄内地域の高齢化の進展により利用者が増加していますが、同時に利用者の状況が多様化、複雑化し、福祉サービス以外の制度を要する事例も少なくない状況であり、また、低所得、多重債務、認知症高齢者及び心身障害者独居世帯などの困難ケースにより、当該制度利用前の調査など条件整備に時間がかかるようになっていきます。

[福祉サービス利用援助年度別新規契約者の推移]

対象者区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	酒田市							
認知症高齢者	0	4	0	3	3	8	11	9
知的障害者	0	0	1	0	1	3	3	0
精神障害者	0	0	0	0	1	0	2	0
その他	0	0	0	1	0	3	12	3
計	0	4	1	4	5	14	28	12

※平成18年度は11月20日現在

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
福祉サービス利用援助事業（県社協委託事業）の継続	北庄内の1市2町の基幹的社協として当該事業を県社協より受諾し継続して事業展開。					
福祉サービス利用援助事業啓発研修会	当該事業を広く周知するため計画的に研修会を開催する。 ・ 民生委員 ・ 学区・地区社協 ・ 関係機関					

当該事業については、利用者の増加により現体制では、既存の利用者へのきめ細かなサービスが困難な状況になっています。これらを改善するために、

「相談窓口の充実」「相談員の増員」「生活支援員の確保」が急務です。平成19年度から当該事業は、国の「日常生活自立支援事業」の枠組みの中での事業展開となる方向であり、「相談窓口の充実」「相談員の増員」という点について見直す案が示されていますので、今後も山形県社協、酒田市行政とも十分協議、連携しながら当該事業の拡充に努めます。

一方、福祉サービス利用援助事業と密接な制度として民法改正（平成12年4月）「成年後見制度」があります。両制度はそれぞれ相補い合うという関係で高齢化社会の進展により多くの方々が必要となると予測されています。

「成年後見制度」については、酒田市の事業として「成年後見制度利用支援事業」がありますが、当該制度は司法制度であり、難しい事務手続き等を必要とする他、近時では後見人、保佐人、補助人となる候補者がいない方のケースもあり、今後も同ケースの増加が懸念されます。加えて、障害者自立支援法の施行により心身障害者の生活環境は厳しさを急速に増し、それに保護者の高齢化という重複した事情によりこの制度の利用支援の拡充を図る必要性も出てきました。

<本市における事例>

- ・ 成年後見制度の申立ができる親族がいない。
- ・ 後見人候補者が誰もいない。
- ・ 申立人である親族が遠隔地に居住しているため、手続の代理人を探したが適当な代理人が見つからない。
- ・ 申立人が高齢のため単独では手続をすることができないが、代理人が見つからなく苦慮した。
- ・ 後見人が高齢のため財産管理、身上監護が十分にできない。
- ・ 申立人が被申立人より高齢なため後見人候補者がみつからないと同時に、申立人の任意後見契約の援助も進まなかった。

このように成年後見制度利用には様々な課題があり、申立手続をはじめ何らかの援助が必要なケースが増えつつあります。こうした状況に対応するため、「成年後見制度の支援事業」に取り組んでいる社協も県内外にでてきました。先進地の状況を研究し、社協による「成年後見制度支援」について行政とも協議し、3年目に見直しをする第2次地域福祉活動計画に反映させる考えです。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
成年後見制度利用支援機能の検討	成年後見制度利用支援機能、法人後見人制度などの検討 ・ 業務組織体制の検討 ・ 財源の検討など					

【4】団体、行政の連携強化

① 福祉団体、行政等との連携強化

地域福祉活動計画は、地域福祉に対する地域の力を結集する体制づくりであり関係機関・団体との連携が重要な課題です。

地域福祉の担い手として筆頭的存在であるのが「民生委員児童委員」です。民生委員児童委員は大正6年（1917年）に岡山県で「済世顧問制度」、翌大正7年（1918年）に大阪府で創設された「方面委員制度」を基調とするわが国伝統の社会福祉制度であり、90年の歴史を持っています。その存在は「身近において頼れる存在」として広く市民に知られています。反面、期待することも多様となり、地域福祉を進めるためには「自治会長」との連携強化が重要な鍵となっています。

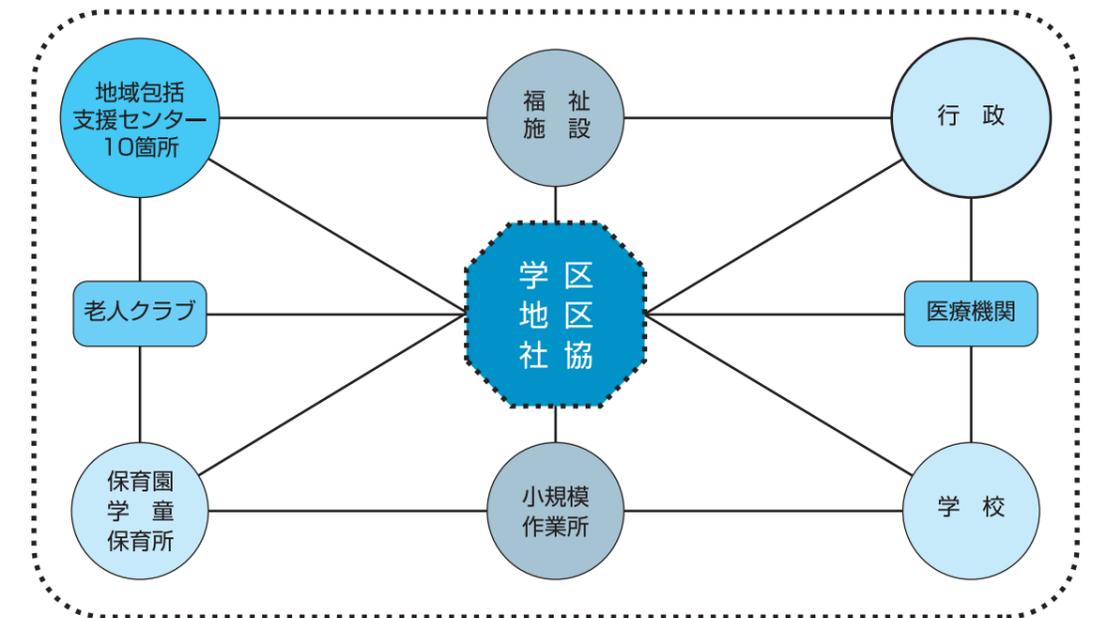
そこで、両者の関係をより堅固にし、地域内での活発な情報交換を促す方策を検討しました。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自治会長と民生委員交流会の開催	地域福祉活動の核となる「自治会長」と「民生委員」間のコミュニケーション不足とならないために両者の交流会を「新・草の根事業」の必須メニューとする※ (年2回程度)		(拡充)			

※ 学区・地区社協の活動実践マニュアル：参照

今日の地域社会は、非常に複雑且つ多様な生活課題を抱えています。そうした課題の解決には高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、医療機関といった社会資源による協力関係を築く、すなわち横の関係づくりが求められています。行政、団体連携分科会では、地域社会においてこれらの関係団体を結ぶことのできる横断的組織を、学区・地区社会福祉協議会と位置づけ検討を進めました。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
学区・地区社協を中核とした諸団体とのネットワーク構築	学区・地区社協が抱える地域ニーズに合わせて、課題解決のメンバーに随時加える ・学区・地区社協共同研修会、ブロック会議等への参加要請 ・必要に応じて、学区・地区社協の構成メンバーにできるよう実践例を提示 ・学区・地区社協による地元の福祉団体への支援活動の推進（小規模作業所、保育園、学童保育所、福祉施設）					



地域福祉の分野は、子どもから高齢者、心身障害（児）者など広範囲にわたります。これらの分野と市社協との連携のあり方を見直し、幅広く支援する体制を図ります。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
児童福祉関連との連携	[保育園] ・共同募金配分金による助成（法人保育園、保育士会） ・行事に対する福祉バスの利用支援					
	[学童保育所] ・学区社協による運営支援 ・共同募金配分金による配分 ・行事に対する福祉バスの利用支援		(拡充)			
	[遊園地整備補助] ・自治会等が地域において、法に基づかないで設置した遊び場の固定遊具等の新設、修繕の補助		(拡充)			
	[子育て支援] ・子育てサロン事業の支援ボランティアのコーディネート（例：老人クラブへの協力要請） ・ファミリーサポートセンターとの相談ネットワーク構築 ・虐待防止ネットワークづくり（児童委員、学区社協、自治会等と担当機関への橋渡し強化）		(拡充)			
高齢者福祉関連との連携	・老人クラブ会員の「新・草の根事業」への参加促進 「見守りネットワーク支援事業」 「子育てサロン事業」 「給食事業」 ・老人クラブ連合会への共同募金配分金の配分		(拡充)			

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一人親世帯福祉及び心身障害福祉関連との連携	[一人親世帯福祉] ・母子福祉ねむの木会との協働による相談事業 ・母子福祉ねむの木会に対する共同募金配分金の配分 ・保育ボランティア事業の検討（保育園、学童保育）					
	[心身障害者福祉] ・身体障害者福祉協会への共同募金配分金の配分 ・手をつなぐ親の会への共同募金配分金の配分 ・小規模作業所への学区社協による運営支援及び市社協による共同募金配分金の配分 ・学習障害児会への共同募金配分金の配分、イベントの後援など					

なお、全領域において関連する支援機関として「民生委員児童委員」があります。主に地域における相談支援者としての期待の高さが分かりました。特に、身近な相談者として必要な時には相談に気軽にのってくれることの指摘があり、民生委員児童委員協議会内で検討していただくことをお願いしていきます。

行政と住民との連携については古く新しい課題として常に論じられてきましたが、地域の福祉力を育成するためには連携は基より「協働」へと一歩前進した関係づくりが必要です。具体的には、行政による相談事業に必要な情報の提供、学区・地区社協への行政情報の提供、情報交換、学区・地区社協及び社協職員研修への講師派遣などです。また、今後、市社協で開設するホームページ、ブログ媒体を通じた行政からの情報の発信、受信によるソフト面の連携充実も図ります。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
情報交換の拡充	地域の福祉力を向上促進に必要な行政などの情報交換を恒常的に行うことで問題解決を図る力を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協職員研修への講師要請（相談、介護、その他） ・ 学区・地区社協への情報提供機会の拡充 ・ 行政への地域福祉関連情報の提供（電子メール、ホームページ、ブログ等） 					

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
災害時要援護者支援体制構築の意識啓発	学区・地区社協、自治会などに対して災害時要援護者支援対策の意識の普及を行う <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報強化（会報紙、ホームページ掲載） 					
災害ボランティアコーディネーターの養成	地区ボランティアセンターに配置する「学区・地区ボランティアコーディネーター（仮称）」の任務に当該役割を含め、養成を図る					

②防災組織との連携強化

平成7年に発生した阪神淡路大震災以降、地域福祉と防災対策について全国規模で研究、検討、実践が行われてきました。本計画策定においても、高齢者、心身障害（児）者、児童といった災害時に避難救護の支援を要する方々の対策について大きな課題としました。地域福祉においては、自主防災組織との連携を図ることが重視されましたが、「災害時に支援を要する人の情報を整理し、対策を講じる必要があるが個人情報であるため地域での情報共有化がなされない。」「災害時ボランティアコーディネーターの育成は何処が行うのか?」といった課題があることが明らかになりました。これらの課題を踏まえ緊急時や災害時における地域住民における対応能力の向上援助と支援を拡充します。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
災害時要援護者支援体制構築の支援	行政の「災害時要援護者支援計画」策定に協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク対象者情報の提供（巻末：資料4） ・ 地域内にある社会福祉施設と近隣の自主防災組織、企業、学校等との防災支援協定を締結の橋渡し、調整役として協力（巻末：資料5） 					

【5】社会福祉協議会の活動基盤の強化

① 社協組織のあり方について（まちづくりと社協の役割など）

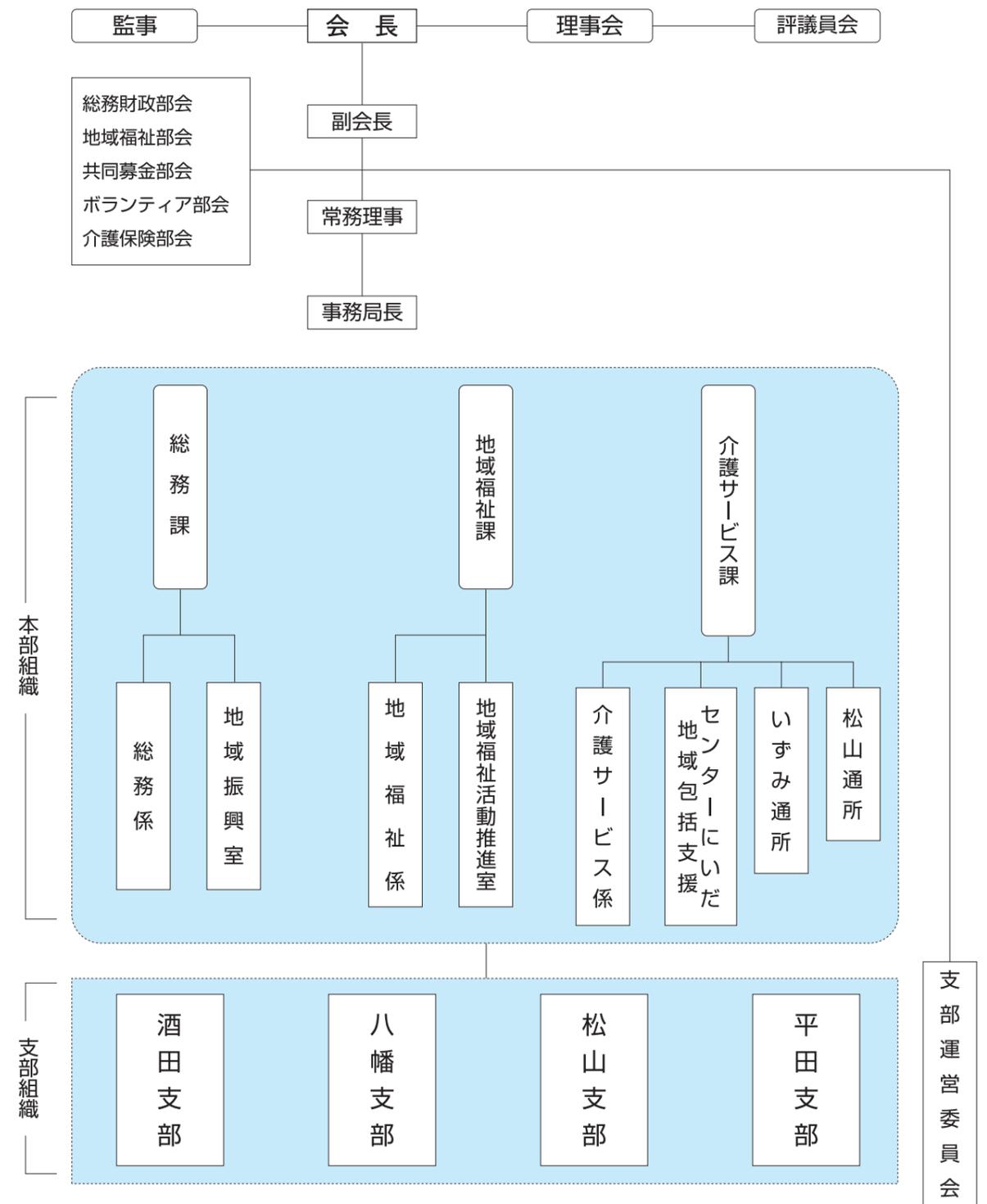
酒田市社会福祉協議会は平成17年11月1日に合併し組織の改編をしました。理事は定員20人、評議員は定員45人、監事2人という役員構成から会長1人、副会長3人、常務理事1人を選任しました。また、理事、評議員会以外に5つの専門部会を編成して社協事業の協議、運営を図るシステムを採用しています。また、合併により「本部」と4つの「支部」を組織しました。特に旧3町については合併協定による事務事業の調整を図る目的として「支部運営委員会」を組織しました。

総務分科会の協議では、合併協定項目を調整するため、当面は現体制を維持し調整を図ることが望ましいという意見に集約されました。また、社会福祉法に規定された「社会福祉協議会の役割」を達成するために、「学区・地区社会福祉協議会」を全市に組織し、住民参加のもと「福祉のまちづくり」を図るとともに、これまで社協が担ってきた各団体の運営を、自主運営へと自立できるよう支援する方針が確認されました。

この他、事務局体制、行政と社会福祉協議会の役割分担について、職員の研修体制整備、他の分科会でも議論されている情報化対策として「ホームページ、ブログの拡充」「広報広聴関係体系の調整」、介護保険事業等のあり方をまとめました。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
組織のあり方	現体制を維持しつつ、学区・地区社協と連携をし、福祉のまちづくりの推進を図る。各福祉団体の自主運営を支援する	→					
行政との役割分担	「車の両輪」として、地域福祉向上のため協働する新・草の根事業等の支援強化	→					
事務機器の整備	ソフト、ハード面の計画的更新による合理化の推進（パソコン・コピー機等の購入・リースの見直し）		→				
情報機能の充実	ホームページ、ブログの拡充 広報広聴関係体系の整備	→	→ (拡充)				
介護保険事業等のあり方	収支動向を見極めながら適正な事業展開を図る	→					

酒田市社協の組織・事務機構



② 広報広聴機能の充実及び情報のネットワーク化について

社会福祉協議会における最大の課題は、財政基盤の強化や社協組織のあり方、事業についての広報、情報提供活動のあり方です。社協は昭和26年に施行された社会福祉事業法によって組織化が進められましたが、長く「地域の連絡調整機関」として、いわば黒子的な役割を担ってきました。しかし平成12年施行の社会福祉法によって「地域の持つ福祉力」を育成し引き出す役割となりました。その一方で市民の社協に対する認知度の低さと、事業内容の周知不足が指摘されています。広く市民に社協の事業、組織について知っていただくことと、提言、意見、要望、苦情、相談といった市民の声を広く聴く体制整備と同時に、福祉情報のネットワーク化を構築することで市民ニーズに応えます。

〈1〉 個別広報広聴

- (1) 会報紙ふれあいの発行（年4回）全戸配布
- (2) ホームページ・ブログの立上げ、パワーポイントの活用
- (3) 心配ごと相談所 定例：毎月第1・3火曜日 9:30～15:00
随時：職員（電話、FAX、来所）本部、支部
- (4) 地域包括支援センターにいだ・・・相談窓口、訪問調査
- (5) 社協のしおり発行（市民向け）

(1)と(2)については、情報発信、情報提供を行うとともに提言、意見、要望、苦情などをブログへの書き込み、手紙、電話、FAX、電子メールで受け、それぞれの担当課で対応する機構を作ります。(3)は、相談事業の拡充とネットワーク化を図り、ワンストップ相談を目指します。(4)は、地域包括支援センター「にいだ」を通じて市内10か所のセンターとネットワークすることで広報広聴を拡充します。

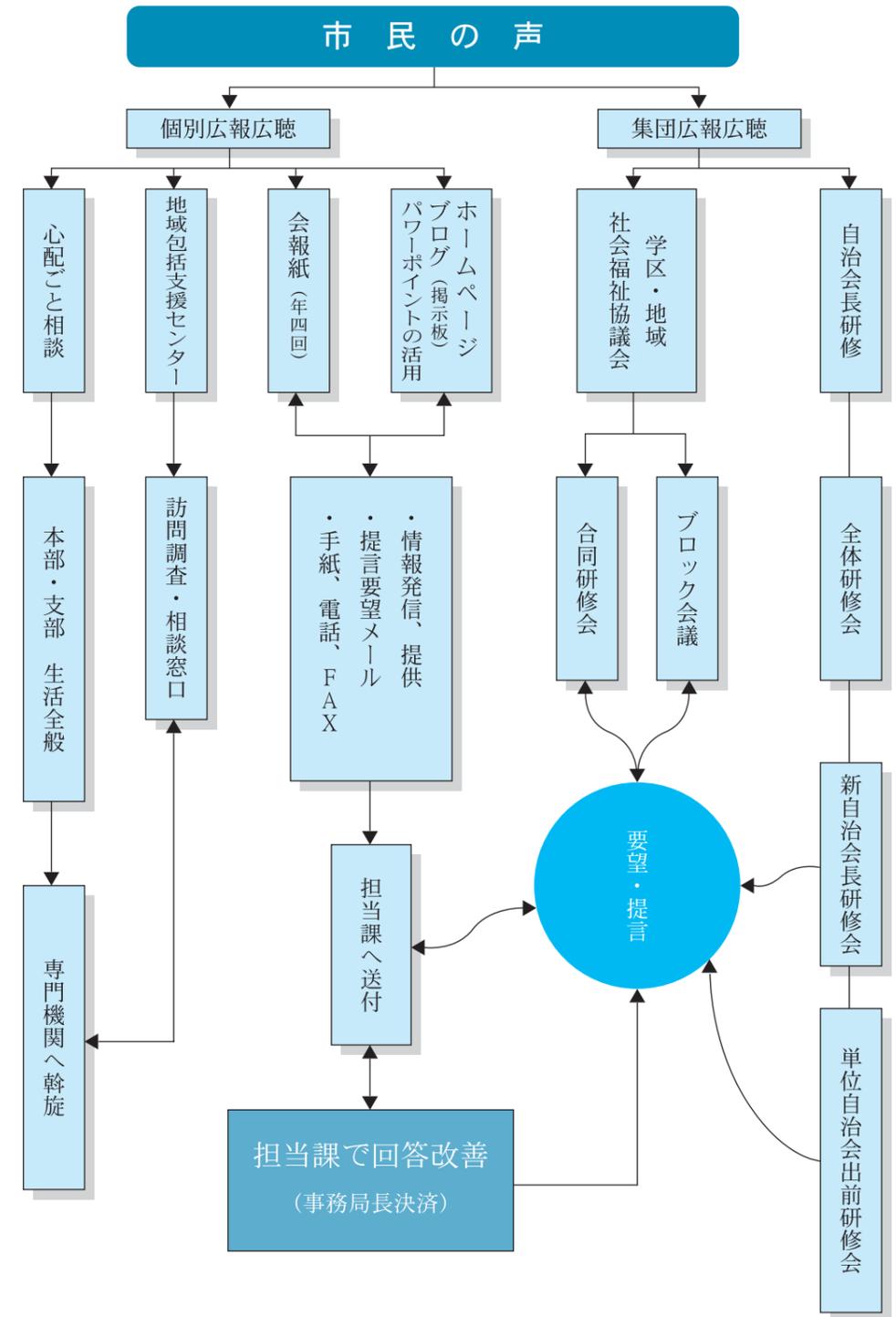
〈2〉 集団広報広聴

- (1) 学区・地区 社会福祉協議会・・・「合同研修会」「ブロック会議」
- (2) 自治会長・区長研修会
・・・「全員研修」「新人自治会長研修」「単位自治会等への出前研修」

酒田地区の学区社協では年数回の「合同研修会」「ブロック会議」を通じて情報の発信と受信を行ってきましたが、内容の充実を図ります。また、3支部でも地区社協で同様に研修会、会議を開催し情報交換を行う体制を整備します。

自治会長、区長を対象にした研修会は「全員研修」「新人研修」をこれまでも酒田地区で実施して来た経緯がありますが、支部においても全員研修を年1回程度開催することで社協事業の広報と情報交換を行います。なお、希望する単位自治会には社協職員を派遣し、身近な場所での広報活動の充実を図ります。

◇ 広報広聴の体系



現代社会は情報化社会とされていますが、「地域福祉の対象者には必要な情報を十分入手できていないのではないか」という課題が指摘されています。

これまで本会では、新・草の根事業による小地域ネットワーク活動を通じた情報収集体制を整備してきました。しかし、今日では情報テクノロジーが発達しており、リアルタイムでの収集も可能となっております。こうした仕組みづくりには、国も力を注いでおり、積極的に参画するよう酒田市と連携を図ります。（巻末：資料6）

③ 財政のあり方について

今後の地域福祉活動をどのように進めて行くかを検討するうえで最も重要な事項が財政です。しかしながら国及び地方財政は年々厳しさを増し、補助金については聖域なき削減が行われています。一方、本会の自主財源である会費に各支部間で格差があるため5年以内で調整する協定となっております。また、一方の地域福祉を推進する基調な財源である「共同募金運動」も募金徴収手法が統一されていないことから運動拡充の障害であり、検討を要する課題となっております。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市の補助金について	合理化を図りつつ、現状の人員費、施設維持管理事業費、その他事業費の確保を協議	→				
補助事業、委託事業について	新・草の根事業に沿った事業、その他の事業について、事業内容を十分検討し、事業実施又は受託を行う	→				
自主財源の確保（社協会費）	合併協定に沿い5年以内に調整するため、会費調整検討委員会を設置して協議する （巻末：資料7）	→				
自主財源の確保（共同募金）	共同募金運動の展開方法を見直し、強化を図り目標額を確保 （巻末：資料8）	→				
社会福祉基金の活用について	毎年金利の見直しを行い、金利を事業活動へ有効活用する。また、基金の活用内容を再検討する （巻末：資料9）	→				

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合理化、コスト削減について	合併前の電算ソフト、ハード関係の整理。本部一括管理にすることでコストパフォーマンスを高める	→				

（巻末：資料10）

④ 地域福祉活動機能強化のための新しい拠点

（1）経過

旧酒田市における地域福祉の中核的な機能の拠点が置かれていた酒田市老人福祉センター（昭和46年建設）と酒田市母子福祉センター（昭和49年建設）は、建物の老朽化や駐車場の狭隘化など課題が多く、福祉拠点としての機能が低下している状況にありました。

一方では、地域福祉サービスの多様化、複合化の進展により、行政はもちろんのこと、社会福祉協議会が中核となって幅広い福祉施策を推進する、時代の強い要請がありました。また、ボランティアや地域福祉を担う人々が活発に活動する場や広い交流スペースなどが必要となり、合併を前にして広域的な地域福祉の拠点として、様々な団体が連携して、総合的、効果的に利用できる機能性の高い施設が必要でした。

こうした事情から酒田市の理解を得て、社会福祉協議会を中心に自治会連合会、老人クラブ連合会など地域福祉関連団体の総合福祉施設として、酒田市地域福祉センターへ、平成16年7月1日に移転しました。

◎ 地域福祉関連団体

<p>[母子福祉センターからの移転]</p> <p>酒田市福祉協議会：地域の福祉活動の中核、草の根地域福祉ネットワーク事業、</p> <p>①介護保険事業など</p> <p>②母子福祉ねむの木会：母子・寡婦の健康相談、各種就業支援事業など</p> <p>③民生児童委員協議会連合会</p>
<p>[老人福祉センター、附設作業所からの移転]</p> <p>①酒田市自治会連合会</p> <p>②酒田市老人クラブ連合会</p> <p>③ボランティア連絡協議会</p> <p>④ボランティア活動振興委員会</p> <p>⑤老人クラブ連合会</p>

⑤ 人材育成について

地域福祉を担う人材として社協職員には高度な専門知識、幅広い見識を有する必要があります。合併により業務内容、担当地域も拡大したことで一層の充実を図る必要があります。

第1に職員の資質向上です。「地域を理解し」「経営感覚をもち」「仕事に前向きで」「企画のできる」職員を育成する必要があります。また、職員一人ひとりの「目標」、「モチベーション」、組織としての「報告・連絡・相談」を基本として常に職場内のコミュニケーションを図らなければなりません。仕事への気構えとして「創造と挑戦」住民団体など周囲からの支援を得ながら住民福祉を推進する人材像が求められ、それぞれ個人がセクションの責任者としての心掛けを持つ職員を育成する必要があります。

第2に計画の目標設定です。社協の置かれている現状、地域福祉の現状を十分把握し、何よりも誤りのない目標設定を心掛けることです。そのためには、いろんな与件を勘案し、統合したものの見方、社協の理念、事業方針をよく理解し、それに沿って事業、方針を作成することが重要です。

第3に仕事の進行管理です。業務の完了日を逆算してタイムスケジュールを作成し、上司、部下との連携を怠らず、加えて「危機管理」意識の向上、特に、情報漏れとバックアップ・対応策を。コンピューターを過信しない慎重さが求められます。

こうした点を踏まえて職員研修体制を整備し、資質の向上を図ります。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
社協の人づくり（資質の向上等）研修計画の策定	職員の研修体制を整備し、研修プログラム等の研修計画を策定する。 ・ 外部講師要請 ・ 内部研修計画		→			
外部研修への参加	外部で行われる研修に積極的に参加する。 ・ 酒田市の研修へ参加 ・ 県社協、全社協への研修参加		→			
人事異動・人事交流について	酒田市派遣職員の継続課内、支部の定期的異動		→			
地域行事への参加	自治会行事、学区行事、子供会への参加		→			

⑥ 本部・支部機能について

本部機能は合併により組織・機構の整理を行い、副会長を増員し、総務課、地域福祉課、介護サービス課の3課体制としました。また、支部の事業調整のために「支部運営委員会」を組織しました。これは今後、3支部で地域福祉活動を行う母体である「地区社協」を支援するための大変大切な組織です。また、支部には事務長を置き支部を統括し、「地区社協」を運営するための調整・促進役として位置づけました。

団体助成については、これまでの経過もあり、今後も一定程度の助成が必要と考えていますが、各団体の自主運営に向けた支援を行うなど、社会福祉法に沿い「地域福祉を推進する中核的団体」として事業展開を図ります。

また、福祉バス、日赤福祉バスは利用度が高く、地域福祉の向上に寄与していますが、車両の老朽化が懸念されており、更新についても行政と協議を継続していきます。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
本部機能のあり方について	3課体制 ・ 事務事業の見直し ・ プロパー職員配置の見直し検討	→				
支部組織、機能、事業について	地区社協を組織し、新・草の根事業を主に体制の拡充を図る ・ 事務長は組織を統括する ・ 団体事務を見直し、自主運営を支援する	→				
福祉バス・日赤福祉バスの運行について	行政と協議し、車両の更新計画を早期に作成する (助成事業の検討含む)	→				

⑦ 各事業の評価と見直しについて

各種事務事業等については、地域の実情もあることから住民サービスの低下とならないことを基本に調整を行っていきます。

個々の行政からの補助事業、委託事業については、市当局と十分な協議を行い受諾可能な事業を選択しながら進めていきます。

これらの事業を事務事業評価システムを導入することで効果、成果を明らかにするとともに「地域福祉活動計画」を中間年に見直しをすることで市民

サービスの向上と効率、合理化を図るシステムを構築します。

実施項目	取り組み内容	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
事務事業評価システムについて	各事務・事業ごとに評価表を作成し、評価することで事務・事業の合理化を図る (巻末：資料11)		→				
地域福祉活動計画の進捗について	事務事業評価に基づき、中間年に見直しをする	→					
コスト管理について	予算編成・執行の本部の集中管理により経費の合理化を図る	→					
行政、理事、評議員、専門部会からフィードバック	三役会、専門部会の充実と、部会長・副部会長の合同会議の開催 行政と社協による協議の場を設定する	→					

重点目標の概要

1. 学区・地区社協を中核とした小地域福祉活動の推進

- ①全地域に学区・地区社協を組織し、新・草の根事業をはじめとした住民参加による地域福祉活動の拡充を図ります。
- ②学区・地区社協の調整役・推進役となる「学区・地区社協コミュニティワーカー（仮称）」配置モデル事業を展開し、計画的に地域に配置することで組織の強化を図ります。
- ③市社協は「学区・地区社協コミュニティワーカー（仮称）」の養成モデル事業を行い、小地域福祉活動の人材を育成します。

2. ボランティアの育成

- ①学区・地区単位に「学区・地区ボランティアセンター（仮称）」設置モデル事業を実施します。
- ②上記のセンターに相談、斡旋、情報提供などを提供し、調整する「学区・地区ボランティアコーディネーター（仮称）」の養成モデル事業を行い、生活圏域内に密着したボランティア活動育成・推進役の人材を育成します。
- ③「学区・地区ボランティアセンター」と市ボランティア活動振興委員会、ボランティア連絡協議会などとネットワーク化を図り活動の活性化を目指します。

3. 在宅福祉の推進

- ①福祉サービス利用援助事業により利用者の権利擁護を推進します。
- ②成年後見制度の利用支援について検討を行います
- ③相談機能をネットワーク化を行い、ワンストップ相談体制を構築します。
- ④地域包括支援センターと地域社会とのネットワーク化を支援します。

4. 団体、行政との連携強化

- ①行政と車の両輪として、市民の福祉サービス向上を目指します。
- ②コミュニティ振興会、自治会等をはじめとする関係機関と協働し、まちづくりの一貫として地域の福祉力向上を図ります。
- ③防災機関と連携して、災害時の要援護者の避難、救護体制整備に協力します。

5. 社協活動基盤の強化

- ①組織体制・機能の効率化を図り、市民ニーズに応える体制を整備します。
- ②事業全般を見直し、会費額の適正化を図るとともに、共同募金運動の見直しなど地域福祉事業拡充のための財源確保に努めます。
- ③市民の地域福祉向上を可能にする高い専門性を持った職員の育成を図ります。
- ④広く市民の意見を聴き、必要な情報を提供できる情報ネットワークを構築します。

資料編

資料1	市民アンケート調査結果及び〔自由意見〕抜粋	70
資料2	先進地事例：西宮市社会福祉協議会 地区ボランティアセンター事業	85
資料3	社会貢献活動に関する考え方 東北公益文科大学 大歳 恒彦教授講演より	86
資料4	災害時要援護者の避難支援ガイドライン骨子	86
資料5	災害時における相互協力に関する協定書 大阪府社会福祉協議会 佐藤事務局長講演資料	87
資料6	地域ITCモデル事業構築事業イメージ図	88
資料7	社会福祉協議会 会費調整の考え方	89
資料8	合併に伴う共同募金運動の考え方について	90
資料9	社会福祉基金等の運用対策について	91
資料10	平成18年度当初予算・社協会費・委託事業 ・施設管理等の事業・職員規模	92
資料11	社会福祉協議会事業自己・他者診断シート	95
<input type="checkbox"/>	酒田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	97
<input type="checkbox"/>	酒田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	98
<input type="checkbox"/>	酒田市地域福祉活動計画策定委員会分科会委員名簿	99

資料1-1 市民アンケート調査結果(抜粋)

◎日常生活において一番不安に思っていることは「老後の生活」が全体の約25%であり、次いで「健康に関すること」が23.1%という結果でした。将来の生活に不安を抱いている方の割合が高いということが明らかです。

福祉に関する意識と考え方についておたずねします。

問	あなたは福祉に関心をお持ちですか。		
	項目	合計	割合 (%)
	1. どちらかといえば関心がある	1,316	61.1%
	2. 非常に関心がある	523	24.3%
	3. 関心が無い	246	11.4%
	4. 無回答	68	3.2%
	合計	2,153	100.0%

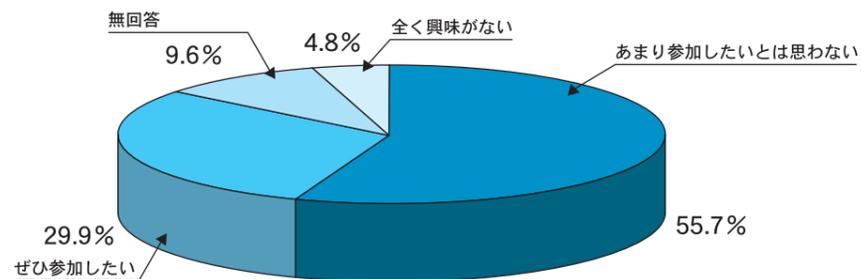
◎回答者の中では85.9%の方が福祉に関心があるという結果が出ています。

問	もし、あなた自身が様々な場面で困ったとき、家族以外の誰に相談しますか。		
	項目 (複数回答3つ以内)	合計	割合 (%)
	1. 友人、知人	1,693	78.6%
	2. 市役所	427	19.8%
	3. 民生委員児童委員	344	16.0%
	4. 職場の同僚・上司	291	13.5%
	5. 自治会長	289	13.4%
	6. 医療機関の窓口	243	11.3%
	7. 社会福祉協議会	129	6.0%
	8. その他	107	5.0%
	9. どこに相談したいのか分からない	90	4.2%
	10. 相談する人がいない	33	1.5%

◎地域の相談先として「民生委員児童委員」「自治会長」と答えた人が多く、地域で期待されていることが伺えます。

問	あなたは、高齢者や障害者（児）に対する、地域の支えあい・見守り活動を行う「草の根地域福祉ネットワーク事業」に参加したいと思いますか。	
項目	合計	割合（％）
1. あまり参加したいとは思わない	1,200	55.7%
2. ぜひ参加したい	644	29.9%
3. 無回答	206	9.6%
4. 全く興味がない	103	4.8%
合計	2,153	100.0%

◎孤独死を未然に防ぐ「見守りネットワーク支援事業（旧：草の根地域福祉ネットワーク事業）」への参加意識についての回答は「ぜひ参加したい」と回答した方が約3割であるのに対し、全体の約6割の方は参加に消極的という回答でした。



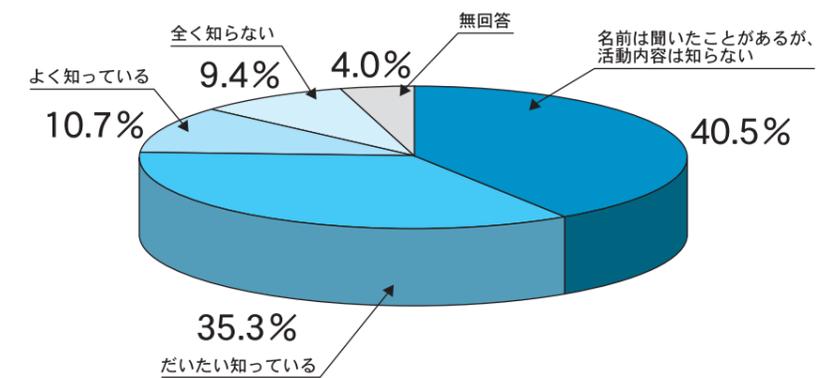
問	地域住民が安心して暮らせるように、あなた自身ができることは何だと思えますか。	
項目（複数回答）	合計	割合（％）
1. 見守り・声かけ運動	1,318	61.2%
2. 地域行事への参加	917	42.6%
3. 災害など緊急時の救助活動	802	37.3%
4. 地域のボランティア活動	603	28.0%
5. 福祉への関心を持つ	522	24.2%
6. 話し相手	411	19.1%
7. 環境美化運動	361	16.8%
8. 寄付や募金	173	8.0%
9. 家事支援	112	5.2%
10. 特にない・わからない	104	4.8%
11. その他	9	0.4%

◎この設問に対する答えとして「見守り・声かけ運動」「災害など緊急時の救助活動」「地域のボランティア活動」が多く、地域が安心して暮らせるためには市民の協力が必要であるという意識の高さを示しています。

社会福祉協議会についておたずねします。

問	あなたは、「酒田市社会福祉協議会」の活動についてご存知ですか。	
項目	合計	割合（％）
1. 名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	872	40.5%
2. だいたい知っている	761	35.4%
3. よく知っている	231	10.7%
4. 全く知らない	202	9.4%
5. 無回答	87	4.0%
合計	2,153	100.0%

◎社会福祉協議会の知名度に対する設問ですが、周知度の低さが現れており大きな課題であることを確認しました。

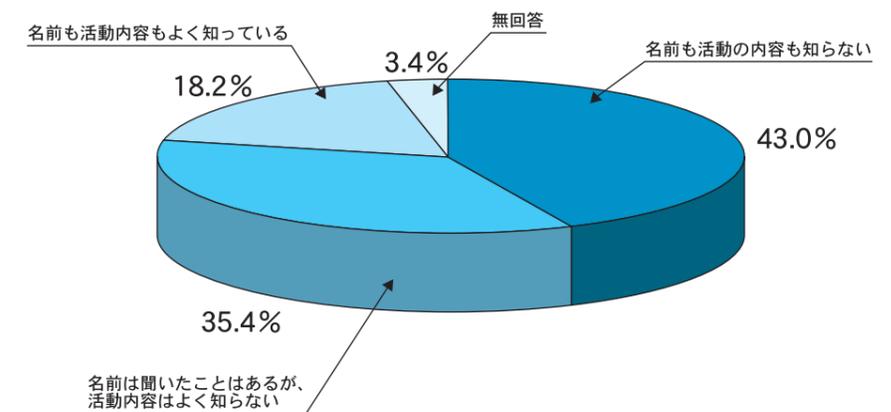


問		
あなたは、社会福祉協議会が実施している各事業についてご存知ですか。		
項目（複数回答）	合計	割合（％）
1. 赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金	1,462	67.9%
2. 介護保険事業（指定訪問介護・指定訪問入浴・指定通所介護・指定居宅介護支援）	735	34.1%
3. 福祉バス・日赤福祉バス運行事業	619	28.8%
4. 草の根地域福祉ネットワーク事業	614	28.5%
5. 心配ごと相談	555	25.8%
6. 在宅介護支援センター事業（いずみ）	552	25.6%
7. 母子福祉センター事業（「技能教室」「教養教室」「健康相談」他）	466	21.6%
8. ボランティア活動	418	19.4%
9. 福祉サービス利用援助事業	358	16.6%
10. 生活福祉資金貸付制度	242	11.2%
11. 家族介護者交流リフレッシュ事業	213	9.9%
12. 地域あんしん相談モデル事業	84	3.9%
13. その他	31	1.4%

◎社会福祉協議会の活動について「知らない」「全く知らない」という回答が約半数を占め、実施している事業で最も多く回答されたのが「赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金」でした。「赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金」は60年の歴史があり、市民から最も知られている地域福祉事業と証明されました。続いて「介護保険事業」「福祉バス・日赤福祉バス運行事業」であり、本会が力を入れて事業展開をしてきた「草の根地域福祉ネットワーク事業」は4番目でした。また、「ボランティア活動」は8番目であり、近年になって急激にニーズが増加している「福祉サービス利用援助事業」は9番目という結果です。この設問結果が示すのは、偏に社協事業の周知不足があげられます。

問※		
酒田市社会福祉協議会では、小地域（おおむね小学校区）単位で住民が中心となり福祉活動に取り組んでいただくため、「学区社会福祉協議会」（以下「学区社協」といいます）の設置、運営をすすめています。この学区社協があるということをご存知ですか。		
項目	合計	割合（％）
1. 名前も活動の内容も知らない	927	43.0%
2. 名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない	762	35.4%
3. 名前も活動内容もよく知っている	391	18.2%
4. 無回答	73	3.4%
合計	2,153	100.0%

◎学区社協については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」と「名前も活動の内容も知らない」という回答の合計が約8割という結果でした。市社協と同時に「学区社協」の周知について不足していることが伺われ、重要課題として受止めました。



※ 前問で「名前も活動内容もよく知っている」「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」と答えた方に質問（1, 153人）

問	学区社協の活動への参加の仕方について、当てはまるものはどれですか。		
	項目（複数回答）	合計	割合（%）
	1. 活動や催しに参加したことがある	405	35.4%
	2. 活動や催しに参加したことがない	391	33.9%
	3. 機会があれば参加したい	365	31.7%
	4. 知人や家族が活動や催しに参加している又は参加したことがある	184	16.0%
	5. 関心がない	78	6.8%
	6. その他	14	1.2%

◎この設問からは「きっかけがあれば活動に参加する意思」のある方が多いことが分かりました。

※ 同上

問	学区社協の組織イメージとして、とりわけ自治会との関係について、あなたがイメージに近いものを1つ選んでください。（問※で「名前も活動内容もよく知っている」「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」と回答した以外も回答している。）		
	項目	合計	割合（%）
	1. 学区社協は、自治会とは別組織ではあるが、連携をとりながら活動をする組織である	966	70.0%
	2. 学区社協は、自治会と目的を同じにする部分が多いことから、その傘下にはいり活動する組織である	235	17.0%
	3. 学区社協は、自治会とは完全に独立した別組織である	105	7.6%
	4. その他	38	2.8%
	5. 学区社協は、自治会の名称を変えた組織である	36	2.6%
	合計	1,380	100.0%

◎学区社協が自治会と別組織であるが「連携」をとりながら活動しているという理解が高く、組織としては認知されていることがわかりました。

問	学区社協の活動目的をどのようなものとお考えですか。		
	項目（複数回答3つ以内）	合計	割合（%）
	1. 地域の福祉に欠ける状態（福祉の課題）を明らかにしみんなで話し合いながら住民に共通理解をはかること	615	53.3%
	2. 福祉の情報を地域内に浸透させること	580	50.3%
	3. 支援を必要とする人たちを福祉の機関、制度につなげていくこと	464	40.2%
	4. 支援を必要とする人たちの援護活動をする事	390	33.8%
	5. 住民の意識を啓発すること	374	32.4%
	6. 住民の交流を促進すること	314	27.2%
	7. 住民の福祉活動への参画を促進すること	266	23.1%
	8. その他	23	2.0%

◎いずれの回答も正鵠得ており、活動計画の方向性と合致する回答です。

問	学区社協に今後取り組んでもらいたい活動としては、どのようなものがありますか。		
	項目（複数回答）	合計	割合（%）
	1. 孤立しがちな高齢者の介護予防	532	46.1%
	2. 高齢者と子どもの世代交流	457	39.6%
	3. 高齢者の福祉体験活動	421	36.5%
	4. 小中高生の福祉体験活動	418	36.2%
	5. 住民交流・世代交流	390	33.8%
	6. 児童健全育成のための環境保全活動	367	31.8%
	7. 防犯活動	329	28.5%
	8. 乳幼児やその親の支援活動	244	21.2%
	9. 防災活動	232	20.1%
	10. 障害者（児）の支援	215	18.6%
	11. 母（父）子福祉への支援活動	158	13.7%
	12. その他	14	1.2%

◎学区社協（市社協）に対する市民の期待度は高く、子どもから身障者、高齢者対策まで幅広く求められています。

問	多くの住民に学区社協の活動に参加してもらうためには、どのような工夫が必要だと思いますか		
	項目（複数回答）	合計	割合（％）
	1. 市広報、マスコミ等の積極活動	583	50.6%
	2. 参加対象者への案内文送付等の直接働きかけ	519	45.0%
	3. 広報紙の発行回数の増加	416	36.1%
	4. 事業宣伝チラシの発行	377	32.7%
	5. 地区ボランティアセンターの設置	320	27.8%
	6. 福祉掲示板等、学区社協活動の啓発箇所数の増加	250	21.7%
	7. 事業ポスターの作製	146	12.7%
	8. ホームページの開設	124	10.8%
	9. その他	27	2.3%

◎「5」「8」の回答については協議課題として重要視した回答です。

民生委員・児童委員についておたずねします。

問	あなたは、「民生委員・児童委員」の活動についてご存知ですか。		
	項目	合計	割合（％）
	1. だいたい知っている	1,025	47.6%
	2. 名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない	574	26.7%
	3. よく知っている	390	18.1%
	4. 無回答	96	4.5%
	5. 全く知らない	68	3.1%
	合計	2,153	100.0%

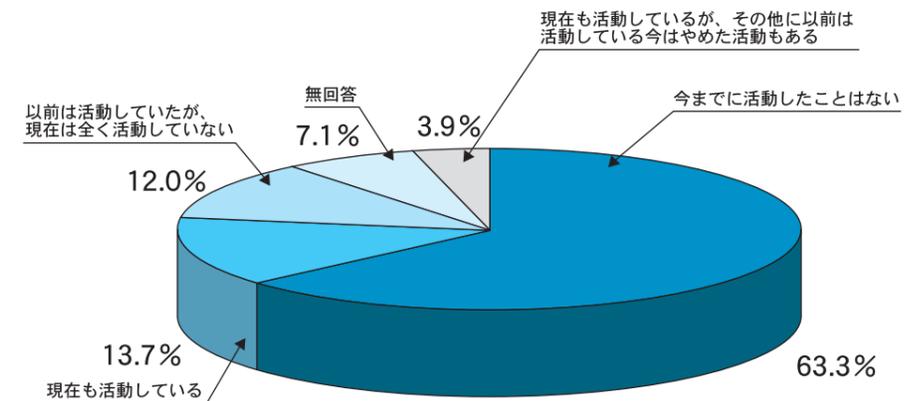
◎地域福祉の重要な担い手である「民生委員・児童委員」を知っている人の割合は9割を超えています。

◎「民生委員児童委員」の活動内容に対する市民の理解は、「相談活動」「生活支援活動」「連絡通報活動」が高い割合を占めており、特に「身近な相談者」というイメージであることが分かりました。

ボランティア・NPO活動についておたずねします。

問※	これまでにボランティア団体やNPOで、労力を提供する側として活動した事がありますか。		
	項目	合計	割合（％）
	1. 今までに活動したことはない	1,362	63.3%
	2. 現在も活動している	296	13.7%
	3. 以前は活動していたが、現在は全く活動していない	259	12.0%
	4. 無回答	153	7.1%
	5. 現在も活動しているが、その他に以前は活動していた今はやめた活動もある	83	3.9%
	合計	2,153	100.0%

◎ボランティア活動の参加度を示す設問ですが、「今までに活動したことはない」という回答が6割を超えており、「以前は活動していたが、現在は全く活動していない」という回答が12%でした。

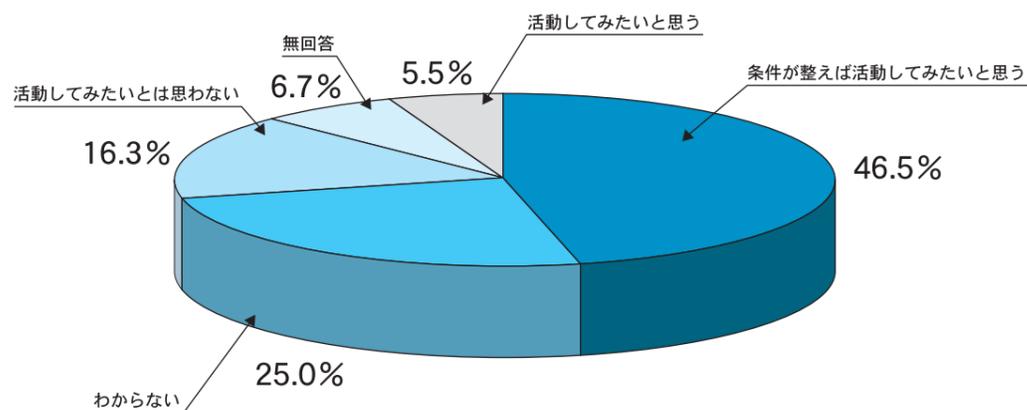


問	「問※」で「2～4」と回答した方にお聞きします。 活動しなくなった、活動したことがないのはなぜですか。具体的にお書きください。
	①時間的余裕がない ②参加の仕方がわからない ③情報が入らない ④体力的に困難 ⑤関心がない ⑥興味がない といった意見が寄せられました。

◎②と③の回答については分科会の協議課題とする重要な回答と受け止めました。

問	「問※」の設問で「以前は活動しているが、現在は全く活動していない」「今までに活動したことはない」と回答した方にお聞きします。(1,621人) 今後ボランティア団体やNPOで、労力を提供する側として活動してみたいと思いますか。	
	項目	合計 割合 (%)
	1. 条件が整えば活動してみたいと思う	753 46.5%
	2. わからない	405 25.0%
	3. 活動してみたいと思わない	265 16.3%
	4. 無回答	108 6.7%
	5. 活動してみたいと思う	90 5.5%
	合計	1,621 100.0%

◎「条件が整えば活動してみたいと思う」という回答が5割弱あり、条件整備がボランティアやNPO活動振興のキーワードであることがわかりました。



問	核家族や高齢化が進行する中で、地域における助け合いの活動が活発化することが重要となってきています。地域における助け合いを活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。	
	項目 (複数回答3つ以内)	合計 割合 (%)
	1. 地域における福祉活動の意義と重要性をPRする	625 29.1%
	2. 困っている人と、助けることのできる人との橋渡し役を育成する	510 27.0%
	3. 学校教育や社会教育での福祉教育を充実する	576 26.8%
	4. 福祉活動の相談、指導を担当する専門職員の充実を図る	483 23.7%
	5. リーダーや福祉活動に携わる人を養成する	465 22.4%
	6. 地域における福祉活動の活動費、運営費などの資金的援助をおこなう	443 21.6%
	7. 地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する	443 20.6%
	8. 困っている人の情報などが共有できるシステムをつくる	582 15.0%
	9. 介護やボランティア活動の方法等に関する研修を行う	323 10.8%
	10. 特にない	45 2.1%

資料1-2 市民アンケート調査概要〔自由意見〕抜粋

〔自由意見〕	関連分科会
○一人暮らしをしている高齢者はなんとか一人で頑張ろうと頑張りが過ぎて他人の手を借りたがらない。もっと、心を開いてくれたらと感じるが、悪質な人達もいる。だから自治会単位などの顔見知りの人達のネットワークが良いと思うが、ここにも近所の人達に対する見栄などがからみ、とても難しいと痛感します。	地域福祉分科会 福祉サービス分科会
○老夫婦が元気で過ごしている間は良いが、どちらかが病気や怪我で入院したり、又不自由な身体になった時、身内に頼れる人がいなければ公的機関に頼らなければならず、そんな時迅速に対応して下さる方が近くにいたらと。言葉が悪いのですが、簡単に手続き出来る仕組みになれば幸せと存じます。 ○姑が認知症になって、介護に困った時、酒田市での支援を受けられず、私の故郷の青森で支援を受けたこと、忘れることができません。	福祉サービス分科会 団体・行政連携分科会
○いつ災害が来ても、それに適応できる地域全体のネットワークができていく街になってほしい。 ○災害時に早急に対応できる組織作りをしてほしい。 ○災害にすぐ対応できる住み良い町にしてほしい。 ○火災発生時のための模擬訓練等を年1、2回やっているとは名ばかりでもっと実体験に基づく訓練をしてほしいと思っています。 ○災害時に早急に対応できる組織作りをしてほしい。 ○防災、防犯の安心して住めるまち。	地域福祉分科会 福祉サービス分科会 団体・行政連携分科会
○民生児童委員に関して、プライバシー問題をあまりにも強く押し出すと福祉は進まない。民生委員の中には自治会長にも情報を提供しない人がいると聞く。これでは福祉を自分達の問題としてお互いに助け合うという方向で取り組むことはできない。過去のこういう空気が学区社会福祉協議会で深い議論が進まず、自治会と一線を画した雰囲気がかもし出すと思われる。	地域福祉分科会 団体・行政連携分科会
○民生委員は各地区におられる様ですが、活動の中身が不明です。	団体・行政連携分科会
○近所の高齢の方の奥様が入院して寝たきりになりました。しかし3ヶ月で退院を迫られて、家で介護しなければならず、その旦那様も病弱な方なので、とても苦労しています。そういう人こそ、民生委員の人が行政とのパイプ役になり、助けてもらいたいのに、何もしてくれない。	団体・行政連携分科会
○国には希望をもてません。酒田市で出来る事や酒田市独自の事業を進めてほしいのです。NPOや民生委員、児童委員に役割を任せすぎで、その割には住民は活動の様子が分からない。委員という立場じゃなく、もっと住民のために活動をして欲しい。	地域福祉分科会 ボランティア分科会 福祉サービス分科会 団体・行政連携分科会

〔自由意見〕	関連分科会
○学区社会福祉協議会、コミュニティ振興会が福祉活動を指導して、自治会がそれに従うというやり方では、本当の福祉の町ではないと思う。ボランティアの意識が強く、アイデアもあり、ヤル気のある自治会をモデルにして、作り上げていく過程で生じてくる要望や単一自治会では難しい問題に対して、協議会、振興会、市が応援していくという体勢が望ましいのではないと思う。	地域福祉分科会 ボランティア分科会
○地域福祉といわれますが、たとえば酒田市で行っております、高齢者支え合い事業等のような場合、当方では（自治会の中の）福祉部がこの事業を頑張っております。このことですが、市の福祉部では、報告書だけを受け取ってくださいます。他の自治会等でどのような事を行っているのか詳しく知りたいです。自分達のやり方が、これでも良いのかわかりません。もっとよい方法もあるかもしれません。 ○自治会活動をもっと活発にして、住民主体のまちづくりを願いたい。 ○学区コミセン、学区社協へ自治会で会費を納めているが、活動、予算配分など不明瞭、ごく一部の特定の役員の活動であってはならない。幅広い地域住民への情報公開、透明性が必要。 ○自治会役員不足。 ○小学校区単位での福祉活動といっても、地域間で運営（年齢層）に大変な差が出てくると思います。	地域福祉分科会
○福祉行政に関しては、市民こそ重視して欲しいと願っている。自治会単位程度の実践母体を軸に働きかけていきたいと思う。 ○「酒田市社会福祉協議会」があることは充分承知しておりますが、地域までの活動が十分でなく、学区社協に任せきりで、末端活動が不十分であり、もっと地域密着した活動を検討すべきである。	地域福祉分科会 団体・行政連携分科会
○相談事があった時に、どこに相談すべきかを、一緒に考えてくれる総合窓口のような電話相談が随時開かれていれば良いと思う。 ○困ったとき、悩んだときに役所まで足を運ばなくとも、地域で問題解決できるとよい。 ○困っている人が何でも相談できる酒田市の相談窓口の充実・・・ ○相談事があった時に、どこに相談すべきかを、一緒に考えてくれる総合窓口のような電話相談が随時開かれていれば良いと思う。 ○小さな事でも相談に乗ってくれるところ。市職員は専門的な知識を身につけ、我々住民がアドバイスを求めた時、乗ってくれること。困ったとき、悩んだときに役所まで足を運ばなくとも、地域で問題解決できるとよい。	地域福祉分科会 福祉サービス分科会 団体・行政連携分科会

[自由意見]	関連分科会
<p>○酒田市の行政と福祉協議会との連携により、情報の交換を行いきめ細かくサービスしていただきたい。各地域の公民館等が窓口となり、必要なボランティア人員の募集など行ってはいかがでしょうか？</p> <p>○福祉に関しては、子供の頃からボランティアの精神を教えることが大切だと思います。良いまちを目指すには、人を育てる事を考えなければならないと思います。</p> <p>○会社関係でと言っても、まだまだ酒田ではそれぞれの会社自体に余裕がなく、ボランティアの様な活動に理解のある所は少ないと思います。</p> <p>○心の教育に力を入れてほしい。</p>	<p>ボランティア分科会 福祉サービス分科会</p>
<p>○高齢者の更なる自立を促す事が必要。真の弱者には適切な補助は必要だが過剰にならないように。各種ボランティアの育成がもっと必要。</p>	<p>ボランティア分科会 福祉サービス分科会</p>
<p>○福祉に関心があってもそれぞれ自分達の生活を守るのが精一杯なのではないでしょうか。</p> <p>○我々団塊の世代が60歳になって退職した頃、何割の人々が生きがいをもってイキイキと生活していけるのか大変疑問です。</p> <p>○ボランティア活動に参加するにしても会社や職場を休んで参加しなければならない、休めば仕事に支障が出るというような・・・。職場の理解も必要ですが職場や地域全体の理解があればもっと多くの人に参加できると思います。福祉活動やボランティア活動に対して認識や理解が低いと思います。積極的に参加できる環境が出来ればよいと思っています。</p> <p>○ボランティア活動への参加。率先してあらゆる公務員団体職員の参加奨励（当たり前だと思うが不参加は現状において特にひどい、自治会の役員、河川堤防の草刈など。）</p> <p>○介護やボランティア活動に関心を持つ環境を充実する。</p>	<p>ボランティア分科会 団体・行政連携分科会</p>
<p>○高齢者・子供達の交流の場を設け、核家族化が進んでいる今、子供には、これまでの体験で得た色々な知識等をお互いに交流していけば、得るものは本当に大きいと思います。</p>	<p>地域福祉分科会 福祉サービス分科会 団体・行政連携分科会</p>
<p>○高齢者福祉の方は随分進んでいますが、障害者福祉はまだまだという感をもっています。仕事で障害児とのかかわりを持った時、その親が鶴岡市と比べて福祉の面でのサービスが随分違うという事を聞かされました。</p> <p>○これからも高齢化が進み高齢化対策も必要ですが、子育て、特に安心して子どもを産める環境づくりが重要だと思います。</p>	<p>団体・行政連携分科会</p>

[自由意見]	関連分科会
<p>○子育て支援についてですが、他の地域では季節（春・秋等）農繁期等、保育してくれる所があるようです。酒田市では考えては頂けないのでしょうか。</p>	<p>ボランティア分科会</p>
<p>○高齢者・子供達の交流の場を設け、核家族化が進んでいる今、子供には、これまでの体験で得た色々な知識等をお互いに交流していけば、得るものは本当に大きいと思います。</p> <p>○今まで子育てをして感じる事。自分が小さかった頃と自分の子育てを比べてみると、隣近所との関わりが変化しすぎていて、子育てが孤立してしまい、精神的に負担が大きかった事。社会事情も違うので比較は難しいのかも知れない。その中で感じた事は、地域の中で生まれた時から地域になじんでいき、高齢者となってからもその地域に関わっていけるという事が大事なのでは。</p>	<p>地域福祉分科会 ボランティア分科会</p>
<p>○これからも高齢化が進み高齢化対策も必要ですが、子育て、特に安心して子どもを産める環境づくりが重要だと思います。</p> <p>○子育て支援についてですが、他の地域では季節（春・秋等）農繁期等、保育してくれる所があるようです。酒田市では考えては頂けないのでしょうか。</p> <p>○学童保育の検討。</p> <p>○高齢者問題も大切なものですが、まず子供たちが安心して遊び学びすくすくと育てられる様、環境その他を整えてあげるべき。</p> <p>○母子家庭ですが、何ひとつ福祉の恩恵は受けてないです。福祉ってなんですか？</p>	<p>団体・行政連携分科会</p>
<p>○酒田市は高齢者の施設入所希望が多いように思うが高齢者本人というより家族の希望が強い。ほとんどの人は自宅に帰りたいという人が多いと思う。在宅につなげる支援を考えていただきたい。</p> <p>○鶴岡市と比べ障害者（児）に対する意識、取り組み方が大変遅れていると思う。親や家族が悲しい日々を送ることなく、普通の生活が出来るように行政の支援と活動、ふれあいの場の提供等を望みます。</p> <p>○介護保険の認定を受けるのは大変だと聞いています。それは家の人介護してくれるからとか、何か矛盾を感じます。家の人それぞれの生活や都合、仕事があるのですから。</p> <p>○介護施設のために介護保険があるのか？</p>	<p>福祉サービス分科会</p>

資料2 先進地事例：西宮市社会福祉協議会

[1] 地区ボランティアセンター設置の契機、動機

小地域福祉活動実践の通じて「新たなニーズ」を発見したが、従来の活動では対応が困難であることを実感した。

◎多様なニーズを生み出す要因

- ・核家族化等による家族の福祉力の低下
- ・近隣の結びつきの希薄化
- ・支援を必要とする人の増大(民生委員等の活動では限界)
- ・制度の限界や制度間の隙間の存在



近隣・ボランティアを組織化することにより、支援内容(量的・質的)の充実

[2] 地区ボランティアセンターが有する特徴と機能

◎特徴・・・「生活圏域の身近な所」「小地域(小学校区)福祉活動を基盤とする」「一つの事業・活動ではなく仕組み」

◎有する機能(必要な機能)

- ・相談、情報提供機能 ・ボランティア活動推進機能
- ・ボランティアによる生活支援機能 ・コーディネート機能

[3] 地区ボランティアセンター設置状況(昭和61年から開始したが阪神大震災後全地区に拡充)

ボランティアコーディネーターは支部、分区に居住する人で地域福祉活動に意欲のある方々が交代で相談、調整、育成事業を行うほか、分区内の小地域福祉活動事業も展開している。センターの費用は西宮市社協からの補助金で運営しているがコーディネーターの報酬はなく、パソコン、広報編集、ホームページの立上げも全て自分たちの創意と工夫で実践している。

◎設置数・・・32か所(ほぼ小学校区)

開所日の状況	
開所頻度	箇所数
週5回	2
週4回	1
週3回	0
週2回	11
週1回	18
合計	32

◎設置している施設の状況

設置場所	箇所数
公民館	6
市民館	6
デヒサービスセンター内(社協)	2
小学校	5
その他の公共施設	8
自治会館等	5
合計	32



◎ボランティアコーディネーターは、養成研修修了者(毎年約30人が修了)

◎平成17年度相談件数 1,085件

◎ボランティア登録数 2,321人

(写真)：西宮市社協(甲東地区ボランティアセンター)

資料3

「2004年12月をピークにわが国は人口減少化時代に突入しました。その中で、開発優先から生活優先社会へという新たな価値観が求められています。競争だけでなく、『共創』(共に生きる)という価値観を基盤にした社会です。しかし、『他人のためになりたい』という考えを持つ人は多い反面、そうした考えが社会の価値観として必ずしも定着しているとは言えません。しかし近年では、企業において『公益性』という価値観を取り入れるなど『公益原理』を市場原理と同時に取り入れる考えが出てきました。」

(2006.11.5 第13回庄内ボランティアフェスティバル：東北公益文科大学 大歳教授全体会講演より要旨)

資料4

[災害時要援護者の避難支援ガイドライン] 骨子・・・内閣府

- 要援護者の住所や障害程度などの個人情報、本人の同意がなくても自治体の判断で福祉部局から防災部局、自主防災組織などに提供、情報を共有化
- 避難支援体制の整備には平時からの要援護者情報の収集、共有が不可欠
- 行政機関保有の個人情報保護法で、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる時に目的外利用できる場合があることを参考に積極的に取り組む
- 個人情報を共有する民生委員や防災組織関係者ら避難支援者には、守秘義務を確保することが重要

「行政機関保有の個人情報保護法で定めた目的外使用の『本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる時』の規定を活かす」

[酒田市個人情報保護条例(H17.11.1条例第20号)

(目的外利用及び外部提供の制限)

第14条第2項第4号 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認めるとき。

資料5

災害時における相互協力に関する協定書

災害時における相互協力に関し、社会福祉法人〇〇〇（以下「甲」という）と〇〇〇町会（以下「乙」という）とは、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、〇〇〇町会地域に災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、甲、乙が行う協力に関し、必要な事項を定め災害応急対策業務の円滑な実施を目的とする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、〇〇〇町会に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

1. 乙は人的支援を行うこと。
2. 甲が所有し又は管理する施設及び用地を一時的に避難所、物資集積所等として利用すること。
3. 甲は食料及び介護・看護を行うこと。
4. 甲の場所に相談窓口を設置すること。
5. 前各号に掲げるもののほか、甲乙相互が協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲乙は前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲においてこれに協力する。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては〇〇〇施設長、乙においては〇〇〇町会会長とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定期間は平成18年 月 日から平成20年 月 日までとする。ただし期間満了の2ヶ月前までに甲または乙からの書面による解約の申出がないときは、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなし、その後も同様とする。

本協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年 月 日

甲
乙

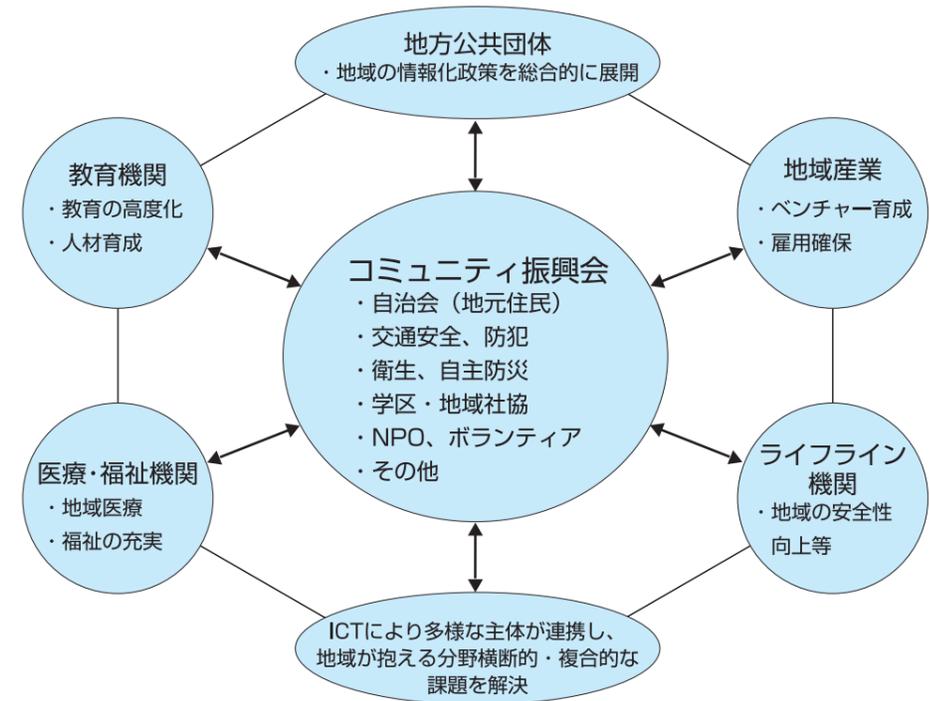
資料:「第13回全国社協職員をつどい」記念講演 大阪府社会福祉協議会 佐藤 貞良事務局長<講演資料>より

資料6

地域ICTモデル構築事業イメージ図

※インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー (ICT)

[目的] 地域の抱える諸課題に対処するためまちづくりに係る、地域情報ポータルサイトの構築を行う。特にコミュニティ内での情報交換に力を入れる。地域情報化により、まちづくり活動、ボランティア活動、福祉活動など地域内のニーズは地域で対応できる体制づくりを進める。



- (1) コミセン等にICTシステムを設置し行政指導による地域の情報化を図る。
・社協では、「本部・支部社協」と「学区・地区社協」のネットワーク化の促進。
- (2) システム内容は、「電子町内会」的なもので、地域イベント、ボランティア（募集、登録、斡旋）各種相談など。社協は新・草の根事業他、災害情報などまちづくり情報のネットワーク化。

【主な福祉情報】

新・草の根事業（見守り支援ネットワーク、いきいきサロン、子育てサロン、除雪、ゴミ出しボランティア等の情報）
生活支援・福祉相談、災害時支援者等

資料 7 社会福祉協議会 会費の調整の考え方について

1. 経過

合併協議においては、旧1市3町の会費額の隔たりが大きく、使途内容が多様である。経過措置として「合併後、5年以内に調整」することで合意。

2. 財政を取り巻く現状

行政の補助金は縮減、共同募金は減少傾向だが、反面、地域福祉ニーズは拡大方向である。

(県内13市社協会費額一覧 平成18年度4月1日現在)

山形市社協	360円	村山市社協	1,000円
米沢市社協	600円	長井市社協	700円
鶴岡市社協	500円	天童市社協	700円
酒田市社協	400円	東根市社協	700円
新庄市社協	800円	尾花沢市社協	1,000円
寒河江市社協	1,200円	南陽市社協	800円
上山市社協	500円	平均額	712円

3. 会費額の調整

会費調整検討委員会で検討中。3支部の会費調整は、事務事業の整理を行いながら、予算編成時に引下げが可能であれば実施していく方向。

4. 調整後の会費使途について

会費は「地域福祉活動計画」の具体化を含めて、事業の目的、内容を明確に示す。仮に会費額を上げた場合は、地区、学区社協の予算として100%還元し、学区・地区社協の支援強化を図る。

[会費使途への提案内容]

- ①「まちづくり事務局への支援」コミュニティセンター等まちづくり事務局への「コミュニティワーカー」等の設置に伴う、学区・地区社協にかかる事務費の一部負担
- ②「ボランティア活動の振興」地域のボランティア活動の相談、募集、登録等ができる『地区ボランティアセンター』の開設とコーディネーター等の設置費
- ③「地域交流事業の拡充」地区『いきいきサロン』での高齢者の引きこもり防止から、地域での子育て、特に自治会レベルでの子どもから高齢者の世代間交流の促進事業費

5. 今後のまちづくり体制について

新・草の根事業の実施主体である学区・地区社協の役割は、「まちづくり団体である『コミュニティ振興会』」「自治会」「自主防災組織」「社会教育機関としての『公民館』」などの諸団体と連携して、その福祉部門となることではじめて機能するものと考えています。現在、地域福祉もまちづくりの重要な位置を占めており、そのための事務局機能の強化や事業拡充が必要となっています。

資料 8 合併等に伴う共同募金活動の考え方について

1. 経過

長年、共同募金会酒田支会として募金活動の支援を行うと共に、その財源を活用して様々な地域福祉の活動を展開してきた経過がある。また、長期にわたる景気低迷により、共同募金運動は低落の傾向となっている。

2. 現状

少子高齢化に代表されるように子供から高齢者、障害者の課題をはじめ、それを取り巻く家庭での配偶者間の暴力、不登校、また、地域での連帯感の希薄化など様々な問題が生じてきている。これらの課題、問題に対応していくためには、行政はもちろんのこと社協、学区・地区社協などが地域福祉活動を充実することが重要となっている。また、戸別募金は自治会に、法人募金は民生委員児童委員協議会連合会の理解と協力により採納をお願いしている。

[3. 調整方法]

- (1) 新たな運動方法の決定
- (2) 新生社協として事業、配分方法の調整
- (3) 戸別募金の集金方法等の検討、調整

[4. 活動内容の改善]

共同募金は社会福祉協議会の地域福祉を支える貴重な自己財源であり、様々な地域課題、ニーズに対応していくためには当活動の拡充、拡大が不可欠。本部、支部で統一した活動方針で共同募金運動に取り組むと共に、安定した財源確保を図るため以下の改善を行う。

- ・法人募金の企業の拡充（新規、漏れ企業の把握）
- ・3支部での法人募金と街頭募金の実施
- ・イベント、学校、職域募金の拡充
- ・街頭募金協力団体の拡充

資料9 社会福祉基金等の運用対策について

1. 経過

平成18年7月18日付けで日銀がゼロ金利を解除したことにより、市中金融機関の金利は、普通預金が0.1%、半年定期0.17%、1年定期0.2%と大幅に上昇した。現在の社協には、一般定期預金も合わせると約3億3千万円となっている。これまでの金利は平均0.03%程度となっており、年間利息はわずか17万円程度に止まっている状況にあった。そこで基金の有効活用を図るために市内の取引金融機関、数行と合わせて協議し、一定金額となれば1年物で0.3%以上を保証するとのことであった。また、酒田市会計課に相談し運用のアドバイスを受けている。

2. 運用の基本的考え方

- ・平成18年度は緊急対応として、期間・利息には配慮せず全預金の解約を行う。今後の金利変動が予想されるため、最長預入期間は1年とする。
- ・金利交渉等に有利とするため、1ユニット5,000万円程度とする。
- ・基金を含めて預金は集積を図る。合併時の基金額はデータ管理とする。
- ・基本金、運用基金はメインバンク扱いとする。
- ・毎年、市内主要金融機関による内々のコンペ方式で金利交渉を行う。
- ・金利により金融機関の選定を行うが、危険分散のため1行集中は避ける。
- ・なお、先のメインバンクの預金は為替手数料のメリット（金利換算0.7%）により現状で留置く。

以上、臨機応変の対策を講じることで効果的な基金運用を図る。

(平成18年7月18日現在)

預貯金の状況	○社会福祉基金	(1億7千万円)
	○災害たすけあい基金	(1億3千万円)
	○その他	(3千万円)
	総額	3億3千万円

資料10

平成18年度当初予算・社協会費・委託事業・施設管理等の事業・職員規模

市社協財源の主な収入は、全体の45%が介護保険事業が占めており、次いで県・市の補助金が25%、市及び県社協の受託事業分が9.5%となっています。自己財源である社協については5%であり共同募金配分金は3.3%、合計で8.3%という実状です。

(1) 経常活動による収入

(単位：円)

項目	平成17年度	平成18年度	増減
会費	22,128,000	20,309,000	△1,819,000
寄附金	2,072,000	1,000,000	△1,072,000
補助金	100,070,000	100,260,000	190,000
交付金	5,229,200	5,220,800	△8,400
災害等資金積立金取崩	200,000	200,000	
委託金	76,267,000	38,275,000	△37,992,000
事業収入	6,583,000	5,748,000	△835,000
貸付事業等収入	2,864,000	2,550,000	△314,000
共同募金配分金	13,936,000	13,557,000	△379,000
介護保険事業	152,787,000	172,307,000	19,520,000
利用料収入	7,340,000	7,150,000	△190,000
雑収入	950,123	262,200	△687,923
借入金利息補助金収入	143,000	0	△143,000
受取利息配当金収入	141,000	110,000	△31,000
経理区分間繰入金収入	35,974,000	34,034,000	△1,940,000
経常収入計	426,684,323	400,983,000	△25,701,323

(2) 平成18年度 社協会費収入予算

社協会費は「400円」から「2,000円」となっておりますが、平成18年度は、事業の見直しを図り、松山支部は「500円」、平田支部は「200円」を減額し、今後も調整していきます。

(単位:千円)

総 額	酒田支部	八幡支部	松山支部	平田支部
20,309	11,200	3,069	2,540	3,500
	400円×28,000世帯	1,650円×1,800世帯	2,000円×1,270世帯	2,000円×1,750世帯

(3) 酒田市委託事業

酒田市からの委託事業は以下のとおりです。委託事業は主に「福祉バス」「日赤福祉バス」の管理運行事業を福祉課から、残りの3事業は介護関連事業であり高齢福祉課からの委託事業です。今後も、地域福祉の充実につながる事業は積極的に受託していきます。

(単位:円)

事業名	平成17年度実績	平成18年度補助金
酒田市福祉バス管理運行事業	3,580,723	4,764,000
酒田市日赤福祉バス管理運行事業	2,380,131	2,865,000
酒田市家族介護者交流リフレッシュ事業	3,000,000	3,244,000
酒田市高齢者ほのぼの送迎サービス事業	2,323,597	2,900,000
酒田市介護予防講座事業	0	801,000

(4) 施設管理等の事業

現在、本会が管理している施設は6施設。また、合併により旧八幡町の福祉バスは委託ではなく、補助金で運営しています。施設管理については地域福祉の拠点整備として平成16年7月に酒田市地域福祉センターに移転しております。

(単位:円)

事業名	平成17年度実績	平成18年度補助金
酒田市地域福祉センター管理運行事業	6,112,000	5,415,000
松山支部管理運行事業	0	328,000
平田支部管理運行事業	0	431,000
酒田市老人福祉センター管理運行事業	8,050,000	7,250,000
酒田市老人福祉センターやまゆり荘	1,411,000	2,465,000
酒田市母子福祉センター管理運行事業	3,832,000	1,996,000

福祉バス(八幡)管理運行事業	0	2,426,000
----------------	---	-----------

(5) 職員規模

平成19年1月1日現在の職員規模は、正規職員、再雇用職員、日々雇用職員、パート職員、酒田市派遣職員を合わせて79人となっています。その割合は、正規職員(42%)、日々雇用職員(19%)、パート職員(38%)、酒田市派遣職員(1%)です。

部 署	正規職員	日々雇用職員	パート職員	市派遣職員	計
本部	5(2)※	3	4	1	13
八幡支部	3	0	1	0	4
松山支部	1	1	1	0	3
平田支部	1	1	0	0	2
小 計	10	5	6	1	22
介護事業本部	10	6	16	0	33
デイいずみ	8	3	5	0	16
デイ松山	5	1	3	0	9
小 計	23	10	24	0	57
合 計	33	15	30	1	79

※()再雇用職員

資料 1 1

社会福祉協議会 事務 事業 自己・他者診断シート

(目的)

社協の事務・事業全般について、中長期的な活動を展望し、達成度を客観的に診断するため「事務 事業 自己・他者診断シート」を導入する。診断は、社協職員、役員、関係者（学区社協等）の三者で行う。また、毎年実施することで事業の進展度、到達度を比較し、事務、事業の効率化を図る。

(到達度診断基準)

診断	取り組みの状態像	自己診断の状態像	主観的状态像
5	積極的に取り組み到達済	極めて望ましい	到達度 100%
4	一部を除き到達	極めて望ましい状態に近づいている	到達度 90～100% 未満
3	おおむね到達	望ましい水準に達している	到達度 70～90% 未満
2	計画中・または一部到達	望ましい状態に近づいている	到達度 50～70% 未満
1	未実施・計画予定・または一部の取り組み	望ましい状態に達していない	到達度 50% 未満

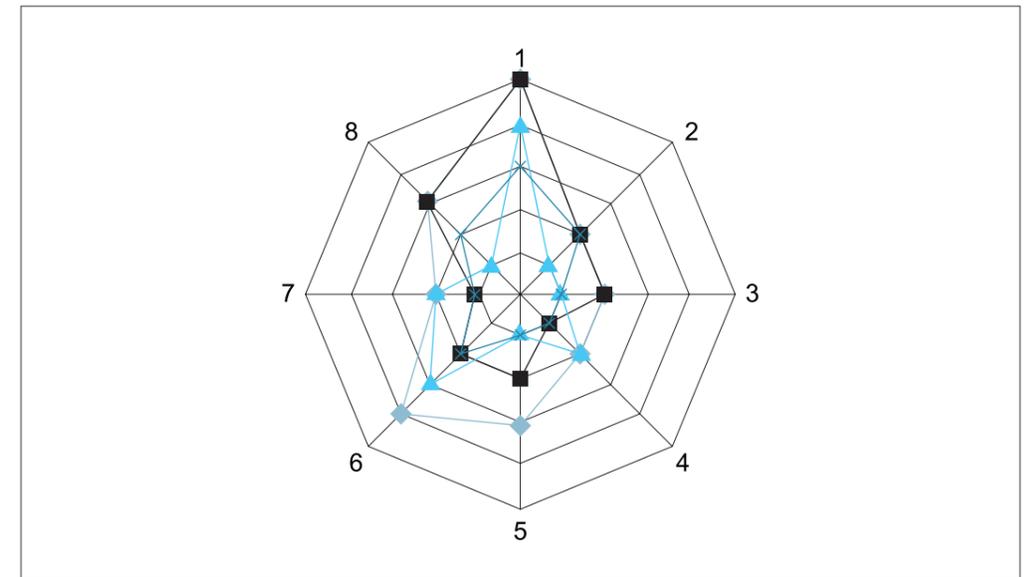
(記入シート：例)

小地域福祉活動の推進

(1) ふれあい・いきいきサロン事業

No.	項目	到達度							前年度到達度
		目標値	5	4	3	2	1	具体的な現状と課題	
①	住民の身近な場所で実施している								
②	各サロンの現状を常に把握している								
③	各サロンへ出向く等、常に関わりを持っている								
④	高齢者、子育て、障害児者など多様なサロンである								
⑤	サロンの担い手と連携をとり、支援をしている								
⑥	サロンに参加できない人の把握ができています								
⑦	担い手の育成、強化を図っている								
⑧	経費にみあう効果を得ている								

(図1 レーダーチャート式)



(例)

項目	社協職員評価	役員評価	関係者評価	前年度評価
①	5	5	4	3
②	2	2	1	2
③	2	2	1	1
④	2	1	2	1
⑤	3	2	1	1
⑥	4	2	3	2
⑦	2	1	2	1
⑧	3	3	1	2

酒田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりをめざして、酒田市民が主体となった地域福祉の推進を目的とした活動、行動計画を策定するために、酒田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討する。

- (1) 地域における民間主体の総合的、体系的な地域福祉活動計画の策定に関する事項
- (2) その他地域福祉活動計画の策定のために必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、酒田市社協会長が委嘱する委員12名以内をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により決める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(コーディネーターの配置)

第5条 委員会に計画策定に関する専門的学識を有するコーディネーター1名を配置する。

(任 期)

第6条 委員及びコーディネーターの任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、コーディネーターに議長を委任し、計画策定に関する専門的指導を受けることができる。
- 3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会は、計画の策定に関する調査・研究及び分析を行なうため、専門分科会を設置することができる。

(専門分科会)

第8条 前条の規定により委員会は次の分科会を組織する。

- (1) 地域福祉分科会
- (2) 福祉サービス分科会
- (3) ボランティア分科会
- (4) 団体、行政連携分科会
- (5) 総務分科会

- 2 分科会の委員は、計画の策定に関する検討、研究、分析及び計画素案の作成を行なう。
- 3 各分科会の委員は8名以内をもって構成する。
- 4 分科会に代表及び副代表各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 分科会の会議は、必要に応じ、分科会代表が招集し、座長となる。
- 6 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。

(庶 務)

第9条 委員会の事務局は、酒田市社会福祉協議会事務局地域福祉課地域福祉活動振興室に置く。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

酒田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏 名	推薦団体名	備 考
檜 山 實	酒田市自治会連合会 会長	委員長
阿 部 富 子	酒田市老人クラブ連合会 女性部副会長	副委員長
青 葉 礼 次	酒田市公民館地区自治会連合会 会長	
池 田 幸 雄	八幡区長会 会長	
大 泉 則 昭	酒田市小学校長会 黒森小学校長	
小 鷹 光喜男	酒田ライオンズクラブ 理事	
齋 藤 勝	松山民生委員児童委員協議会 副会長	
佐 藤 宇 悦	酒田市手をつなぐ親の会 役員	
佐 藤 幸 一	酒田市健康福祉部 部長	
佐 藤 昌 則	酒田青年会議所 理事長	
武 田 真理子	東北公益文科大学 講師	
富 田 ユリ子	酒田市ボランティア連絡協議会 会長	

【コーディネーター】

さわ へ 澤 邊 みさ子	東北公益文科大学 助教授
-----------------	--------------

(敬称略)

酒田市地域福祉活動策定委員会分科会委員名簿

◇地域福祉分科会

氏名	役職名等	備考
五十嵐 淳二	酒田市自主防災協議会事務局長・松原学区社協副会長・東大町二丁目自治会長	代表
林 礼子	第三民生委員児童委員協議会	副代表
前田 寿一	松陵学区社協会長・古湊自治会長	
齋藤 貳	第九民生委員児童委員協議会	
佐藤 剛	泉学区社会福祉協議会 事務局長	
佐藤 ゆき子	大川渡サロン事業代表	
藤井 信	三十六区自治会長 山王森の緑を育てる会 事務局長	
三浦 五郎左衛門	平田民生委員児童委員協議会 副会長	

◇福祉サービス分科会

氏名	役職名等	備考
渡部 美緒	地域福祉権利擁護事業専門員	代表
信坂 ひろみ	第十民生委員児童委員協議会 副会長	副代表
伊沢 さおり	障害児者相談支援センターあおぞらコーディネーター	
石垣 美雪	地域福祉権利擁護事業生活支援員	
木村 正明	特定非営利法人ふれあい工房 理事	
齋藤 聡	酒田市健康福祉部高齢福祉課高齢福祉係 主任	
富樫 悦子	介護老人施設長・市社協評議員	
山岸 勝美	家庭裁判所参与員・今町自治会長	

◇ボランティア分科会

氏名	役職名等	備考
齋藤 緑	酒田市ボランティア連絡協議会 事務局長	代表
小田 万里子	酒田市社協松山支部運営委員	副代表
池田 美栄	個人ボランティア・要約筆記ボランティア「はなみずき」	
伊藤 則義	心のふるさと新井田川の会 事務局長	
小野 琴美	第五民生委員児童委員協議会 会長	
児玉 光二	酒田市まちづくり推進課 課長補佐	
佐々木 祐一	酒田市ボランティア活動振興委員会 事務局長	
丸岡 誠一	元中学校長会 会長（社会福祉法人幾久栄会常務理事）	

◇団体・行政連携分科会

氏名	役職名等	備考
永田 永吉	酒田飽海保護司会 事務局長（若浜学区社協事務局長）	代表
小松 満	酒田市母子福祉ねむの木会 副会長	副代表
今井 敏彦	市立酒田病院地域医療室 医療相談員	
佐々木 吉郎	酒田地区消防組合予防課 課長	
佐藤 義朗	酒田市学童保育連合会 事務局長	
穴戸 喜美子	酒田市身体障害者福祉協会（風っこの会代表）	
長尾 和浩	酒田市健康福祉部児童課 係長	
松山 諄	酒田市民生委員児童委員協議会連合会 常務理事	

◇総務分科会

氏名	役職名等	備考
日下部 義生	社会福祉法人正覚会 常務理事	代表
小林 隆逸	平田区長会 会長	副代表
碓谷 啓二	松原学区社会福祉協議会 会長（松原南自治会長）	
伴 久雄	酒田市民生委員児童委員協議会連合会 事務局長	
福山 唯志	山形県共同募金会 監事	
星川 祐一	酒田市健康福祉部福祉課 主査	
堀 伊智子	八幡民生委員児童委員協議会 副会長	
村上 洋	酒田商工会議所 総務課長	

（敬称略）

酒田市地域福祉活動計画

発行日 平成19年3月

編集発行 社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会
〒998-0864

山形県酒田市新橋二丁目1番地の19

酒田市地域福祉センター内

TEL 0234-23-5765

FAX 0234-24-6299

E-mail:shakyo@sakata-shakyo.or.jp